

野洲市地域防災計画

事故災害対策編

平成 30 年 3 月

野洲市防災会議

野洲市地域防災計画＜事故災害対策編＞目次

第1部 総則	1
第1章 計画の基本方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の作成機関	1
第3節 計画の基本方針	1
1. 災害に強い地域づくり	1
2. 自主防災体制の確立	1
3. 要配慮者への支援、多様な視点による対応	1
4. 防災関係機関相互の協力体制の推進	1
5. 警戒避難体制の整備	2
6. 防災拠点施設の整備及び物資の備蓄	2
第4節 計画の内容	2
1. 総則	3
2. 災害予防計画	3
3. 災害応急対策計画	3
4. 災害復旧計画	3
第5節 計画の運用	3
1. 計画の修正	3
2. 他の法令に基づく計画との関係	3
3. 計画の習熟	3
第6節 用語の定義	4
第2章 防災関係機関の大綱	5
第1節 各機関の処理すべき業務の大綱	5
1. 県及び市	5
2. 警察機関	6
3. 消防機関	7
4. 自衛隊	7
5. 指定地方行政機関	7
6. 指定公共機関	9
7. 指定地方公共機関	10
8. その他	11
第2節 地域防災組織	11
1. 野洲市防災会議	12
第3章 野洲市の現況と防災対策の推進方向	13
第1節 野洲市の現況	13
第2節 事故災害の想定	15
1. 湖上灾害	15
2. 航空機灾害	15

3. 鉄道災害	15
4. 道路災害	15
5. 危険物等災害	15
6. 毒物劇物災害	15
7. 大規模な火事災害	15
8. 林野火災	15
第3節 防災対策の推進方向	16
1. 防災ビジョンの体系	16
2. 基本目標及び基本方針	17
第4章 初動期の活動	20
第1節 事故対策本部	20
1. 緊急初動対策班	20
2. 事故対策本部の設置及び廃止	20
3. 動員計画	23
第2部 湖上災害対策計画	25
第1章 災害予防対策	25
1. 情報の収集・連絡体制の整備	25
2. 防災訓練の実施	25
第2章 災害応急対策	26
1. 発災直後の情報の収集・連絡	26
2. 活動体制	27
3. 救助・救急活動	28
4. 消火活動	28
5. 医療救護活動	29
6. 災害広報の実施	30
第3部 航空機災害対策計画	31
第1章 災害予防対策	31
1. 情報の収集・連絡体制の整備	31
2. 防災知識の普及	31
第2章 災害応急対策	32
1. 発災直後の情報の収集・連絡	32
2. 活動体制	33
3. 住民の避難	34
4. その他の災害応急対策	34
第4部 鉄道災害対策計画	35
第1章 災害予防対策	35
1. 情報の収集・連絡体制の整備	35
2. 防災知識の普及	35
3. 防災訓練の実施	35
第2章 災害応急対策	36
1. 発災直後の情報の収集・連絡	36
2. 活動体制	37

3. その他の災害応急対策	38
第5部 道路災害対策計画.....	39
第1章 災害予防対策	39
1. 情報の収集・連絡体制の整備	39
2. 防災知識の普及	39
3. 防災訓練の実施	39
第2章 災害応急対策	40
1. 発災直後の情報の収集・連絡	40
2. 活動体制	41
3. 道路管理者等の措置	41
4. その他の災害応急対策	42
第6部 危険物等災害対策計画	43
第1章 災害予防対策	43
1. 情報の収集・連絡体制の整備	43
2. 危険物施設等に係る保安基準等の遵守	43
3. 自主保安体制の強化	43
4. 保安教育の推進	43
第2章 災害応急対策	44
1. 発災直後の情報の収集・連絡	44
2. 活動体制	46
3. 危険物等災害の拡大防止	46
4. その他の災害応急対策	46
第7部 毒物劇物災害対策計画	47
第1章 災害予防対策	47
1. 情報の収集・連絡体制の整備	47
第2章 災害応急対策	48
1. 発災直後の情報の収集・連絡	48
2. 活動体制	49
3. 毒物劇物災害の拡大防止	49
4. その他の災害応急対策	49
第8部 大規模な火事災害対策計画	51
第1章 災害予防対策	51
1. 情報の収集・連絡体制の整備	51
2. 市街地整備及び建築物不燃化の推進	51
3. 火災に対する建築物の安全化	51
4. 防火管理者等の指導・教育、予防査察等による指導	51
5. 消防力の強化	51
6. 防火知識の普及	52
第2章 災害応急対策	53
1. 発災直後の情報の収集・連絡	53
2. 活動体制	54
3. その他の災害応急対策	54

第9部 林野火災対策計画	55
第1章 災害予防対策	55
1. 情報の収集・連絡体制の整備	55
2. 林野火災用消防施設の整備	55
3. 林野火災予防の徹底	55
4. 早期消火体制の整備	55
5. 防火知識の普及	55
第2章 災害応急対策	56
1. 発災直後の情報の収集・連絡	56
2. 活動体制	57
3. その他の災害応急対策	57
第10部 災害復旧計画	59
第1章 復興計画の策定	59
1. 事前復興対策の実施	59
2. 災害復興対策本部の設置	59
3. 災害復興方針・計画の策定	59
4. 災害復興事業の実施	60
第2章 被災者・被災中小企業等への支援	61
1. り災証明書の発行	61
2. 義援金品の支給	63
3. 租税等の徴収猶予及び免税の措置	63
4. 災害弔慰金等の支給、生活援護資金等の貸付	64
5. 被災者生活再建支援金の支給計画	64
6. 中小企業等への支援	67
7. 被災者台帳の作成	67
第3章 住宅の復興	68
1. 一般民間住宅	68
2. 災害公営住宅の整備	68
第4章 雇用の安定と雇用機会の確保	70
1. 雇用対策	70
2. 職業訓練の実施	70
第5章 商工業の再建支援	71
1. 被災状況の把握	71
2. 再建資金の融資	71
3. 再建に向けた相談・情報提供等の実施	71
第6章 農林水産業の再建支援	72
1. 相談窓口の開設等	72
2. 融資制度	72
第7章 金融機関・郵政事業の復旧	73
第1節 金融措置計画	73
1. 近畿財務局（大津財務事務所）の措置	73
2. 日本銀行（京都支店）の措置	73

第2節 郵政関係補助	74
1. 郵便関係	74
2. 為替貯金関係	74
3. 簡易保険関係	74
第8章 治安の確保及び交通対策	75
1. 復旧・復興事業からの暴力団排除	75
2. 交通対策	75
第9章 激甚災害の指定	76
1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	76
2. 農林水産業に関する特別の助成	77
3. 中小企業に関する特別の助成	77
4. その他の特別の財政援助及び助成	78
第10章 災害復旧資金計画	79
1. 計画方針	79
2. 計画の内容	79

第1部 総則

第1章 計画の基本方針

第1節 計画の目的

「野洲市地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、野洲市地域にかかる災害対策に関する、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、策定する。

第2節 計画の作成機関

野洲市地域防災計画の作成機関は、野洲市防災会議とする。野洲市防災会議は、災害対策基本法第16条及び野洲市防災会議条例（資料編参考資料-5）に基づき設置された機関であり、本市の地域における防災に関する基本方針の決定並びに野洲市地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とするものである。

なお、野洲市防災会議の庶務担当機関として、野洲市市民部危機管理課がこれに携わる。

第3節 計画の基本方針

本計画は、災害の発生時に、被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するものとする。

近年の気象状況、社会情勢の変化等を踏まえ、以下の方針に基づき、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の各段階において、国地方行政機関、県、市町、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるために必要となる事項を定めるものとする。

1. 災害に強い地域づくり

災害への対策として、従来からの治水治山を含む保全事業、主要交通・通信機能の強化、公共施設・ライフラインの安全性確保、土地情報のデータ化その他まちづくりにおける防災関連事業の方策を定めて、その計画的な推進を図る。また、住民が自らの地域の水害・土砂災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害・土砂災害リスクの開示に努めるものとする。

2. 自主防災体制の確立

自助・共助の考え方に基づく防災思想、防災知識の普及、自主防災組織の育成、防災訓練の実施、災害ボランティア活動のための環境整備、企業防災の促進を図る。

3. 要配慮者への支援、多様な視点による対応

少子高齢化、人口の偏在、地域社会における人間関係の希薄化、グローバリゼーション等の社会情勢の変化を踏まえ、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の、年齢、性別、障がいの有無といった事情から生じる多様なニーズに対する支援の充実を図る。また、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した体制の整備に努める。

4. 防災関係機関相互の協力体制の推進

災害時の確実な情報収集・伝達・共有を可能とする防災関係機関の体制を整備し、大規模災害に際しての応急活動並びに復旧・復興活動における広域応援協力体制の確立を図る。

5. 警戒避難体制の整備

災害が発生し、又は発生が予想される場合に、住民等の迅速かつ円滑な避難が可能となるよう警戒避難情報の伝達方法と避難体制の充実を図る。

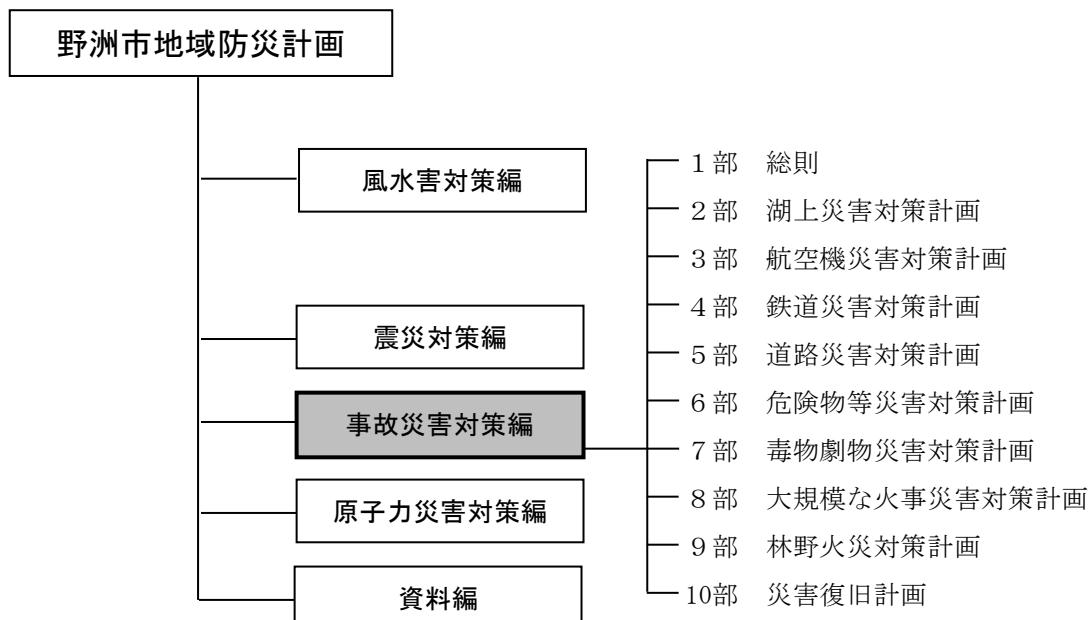
6. 防災拠点施設の整備及び物資の備蓄

災害が発生し、又は発生が予想される場合に、円滑な防災活動が遂行できるよう、防災拠点施設等の整備、物資の備蓄等を図る。

第4節 計画の内容

防災には、時間の経過と共に、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、本計画では、それぞれの段階において県、野洲市、防災関係機関及び住民がとるべき風水害や地震災害等にかかる災害対策を実施する際の基本体系を構成している。

また、本市の地形、地質、気象、地域特性によって想定される台風、大雨等の風水害や地震災害、事故災害を基準として、次の事項について定める。



1. 総則

計画の基本方針、野洲市及び本市の防災関係機関やその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、及び野洲市地域の災害に関する被害特性とその対応策についての基本的方向を示している。

2. 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又災害が発生した場合にその被害を最小限に止めるための事前措置として、防災施設の整備、防災教育・訓練、一般住民への防災知識の普及やその他の災害予防計画に関する事項を定めた計画

3. 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための措置として組織体制の整備、災害に関する予報又は警報の伝達、情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救援・救助、衛生その他の災害応急対策に関する事項を定めた計画

4. 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針についての計画

第5節 計画の運用

1. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があると認める時はこれを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年野洲市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに野洲市防災会議に提出する。

2. 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、市における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、災害対策基本法第42条に掲げる野洲市地域防災計画は、防災基本計画、防災業務計画や滋賀県地域防災計画との整合性を図る。

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条に基づき市長に委任された場合の計画又は県知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

3. 計画の習熟

野洲市及び防災関係機関は、本計画の遂行にあたってそれぞれの責務が充分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関並びに住民と協力して調査研究を行い、実施又は図上訓練その他の方法により本計画の習熟に努めなければならない。

第6節 用語の定義

本計画における用語の定義は次に示すとおりである。

No.	用語	定義
1	市本部	野洲市災害対策本部
2	消防本部	湖南広域消防局
3	消防署	湖南広域消防局東消防署
4	消防団	野洲市消防団
5	水防団	野洲市消防団と同じ
6	県本部	滋賀県災害対策本部
7	県地方本部	南部土木事務所に設ける滋賀県災害対策本部の地方本部
8	指定地方行政機関	参照：「第2章第1節各機関の処理すべき業務の大綱」
9	指定公共機関	
10	指定地方公共機関	
11	公共団体その他防災上 重要な施設の管理者	
12	要配慮者	高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、傷病者など災害時に特に配慮を要する人
13	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者で、支援を要する人

第2章 防災関係機関の大綱

第1節 各機関の処理すべき業務の大綱

野洲市は、防災の第1次的責任を有する基礎的地方公共団体として、野洲市の地域並び住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

指定行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関して、概ね次の事務又は業務を処理する。

1. 県及び市

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
野 洲 市	(1) 野洲市防災会議に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 管内における公共団体及び住民の自主防災組織の育成指導 (4) 防災施設の整備 (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (6) 防災に必要な資機材等の備蓄及び整備 (7) 水防、消防その他の応急措置 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救出、救護等の措置 (10) 避難の指示、勧告及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設 (11) 災害時における保健衛生についての措置 (12) 被災児童、生徒等の応急教育 (13) 災害復旧の実施 (14) 災害ボランティア活動の支援 (15) 災害廃棄物の処理対策
滋 賀 県	(1) 滋賀県防災会議に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 市及び指定地方行政機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (4) 防災施設の整備 (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備 (8) 水防その他の応急措置 (9) 被災者の救出、救護等の措置 (10) 避難の指示並びに指定避難所開設の指示 (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保 (12) 災害時における保健衛生についての措置 (13) 被災児童、生徒等の応急教育 (14) 災害復旧の実施 (15) 自衛隊の災害派遣要請 (16) 災害ボランティア活動の支援 (17) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 (18) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること

2. 警察機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
滋賀県警察本部 守山警察署	(1) 施設、設備等の整備 (2) 連絡、輸送手段の確保等 (3) 教養・訓練及び事前準備 (4) 業務継続計画の策定 (5) 情報通信・情報収集手段の整備 (6) 関係機関との協力 (7) 交通の確保に必要な対策 (8) 避難誘導に係る対策 (9) 県民等への情報伝達・防災訓練 (10) 関係機関、ボランティア団体等との相互連携 (11) 危険箇所、孤立化集落、重要施設の把握等 (12) 災害警備活動に関する調査及び研究 (13) 警備体制の確立 (14) 情報の収集・報告 (15) 救出救助活動等 (16) 交通規制の実施 (17) 避難誘導等の措置 (18) 行方不明者に係る情報の共有 (19) 遺体の検視等 (20) 二次被害の防止 (21) 被災地及び避難場所の警戒 (22) 報道対策 (23) 活動の記録 (24) 警察情報システムに関する措置 (25) 自発的支援の受入れ (26) 警察施設の復旧及び職員の健康管理 (27) 暴力団排除活動の徹底 (28) 警衛警護の実施 (29) 職員の参集・派遣等 (30) 隣接府県等との連携

3. 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
湖南広域消防局 (東消防署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 初動連絡体制（関係者・関係機関等） (2) 災害発生初期の情報収集・伝達（被害状況等） (3) 火災の予防 (4) 消防力の強化 (5) 危険物等の規制と安全の確保 (6) 消防計画の立案 (7) 避難誘導 (8) 火災の鎮圧やその他の災害の軽減措置 (9) 災害時の救急、救助 (10) 防災訓練の実施及び防災知識の普及啓発、防災教育

4. 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 今津駐屯地	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自衛隊災害派遣計画の作成 (2) 県、市町などの防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

5. 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県警察の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用 (6) 警察災害派遣隊の運用
近畿財務局 大津財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 (3) 国有財産の無償貸付等
近畿厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救援等にかかる情報の収集及び提供
近畿農政局 (滋賀県拠点)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地、農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成 (2) 農林業関係被害情報の収集報告 (3) 農作物、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導 (4) 被災農林漁業者等に対する災害融資斡旋・指導 (5) 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付 (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策 (7) 災害時における主要食料の供給
滋賀森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 (2) 国有保安林、保安施設等の保全 (3) 森林火災対策 (4) 災害応急対策用材（国有林材）の供給 (5) 国有林野における災害復旧
近畿経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 (2) 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 (3) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (4) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援

第1部 総則

第2章 防災関係機関の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害防止に着いての保安の確保
近畿運輸局 滋賀運輸支局	(1) 所管事業者の所有する交通施設及び設備の整備についての指導 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令 (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供
大阪航空局 大阪空港事務所	(1) 災害時における航空機による輸送に関して、安全確保のための必要な措置
大阪管区気象台 彦根地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
近畿総合通信局	(1) 電波の監理並びに有線電気通信の監理 (2) 非常通信訓練の計画及びその実施指導 (3) 非常通信協議会の育成・指導 (4) 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 (5) 非常時における重要通信の確保
滋賀労働局	(1) 工場、事業所（鉱山関係は除く。）における労働災害防止に関する指導 (2) 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導 (3) 被災者の労災保険給付に関する対応 (4) 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防及び再就職の促進被災者の労災保険給付に関する対応
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 滋賀国道事務所	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄 (3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 (4) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止 (7) 直轄公共土木施設の復旧 (8) 港湾施設の整備と防災管理の指導 (9) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 (10) 海上の流出油等に対する防除措置の指導 (11) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 (12) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること (13) 公共土木被災施設災害の査定
近畿地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策

6. 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵政㈱近畿支社 (各郵便局)	(1) 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持 (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救援を目的とする寄付金の料金免除
西日本旅客鉄道(株) 京都支社野洲駅 東海旅客鉄道(株) 新幹線鉄道事業本部	(1) 鉄道施設の整備と防災管理 (2) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 (3) 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 (4) 被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話(株) 滋賀支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) KDDI(株) 株式会社NTTドコモ ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 (3) 被災施設の復旧
日本銀行 京都支店	(1) 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
日本赤十字社 滋賀県支部	(1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 大津放送局	(1) 放送施設の保全 (2) 住民に対する防災知識の普及 (3) 気象等予警報、被害状況等の報道 (4) 指定避難所への受信機の貸与 (5) 被災放送施設の復旧 (6) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
西日本高速道路(株) 関西支社	(1) 名神高速道路等の整備と防災管理 (2) 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 (3) 被災道路施設の復旧
独立行政法人 水資源機構 琵琶湖開発総合管理所	(1) 琵琶湖開発事業施設の操作と防災管理 (2) 被災施設の復旧
日本通運(株) 大津支店	(1) 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
関西電力(株) 滋賀支社	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 県、野洲市、関係機関、各電力会社との連携 (4) 被害状況調査及び住民への広報 (5) 被災電力施設の復旧
大阪ガス(株) 京滋導管部	(1) ガス施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 被災施設の復旧

7. 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人滋賀県バス協会 琵琶湖汽船(株)	(1) 災害時における自動車、船舶等による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力
一般社団法人滋賀県トラック協会	
びわ湖放送(株) (株)京都放送	(1) 放送施設の保全 (2) 住民に対する防災知識の普及 (3) 気象予警報、被害状況等の報道 (4) 被災放送施設の復旧 (5) 社会事業団等による義援金品の募集配分
滋賀県土地改良事業 団体連合会	(1) ため池及び農業用施設の整備と防災管理 (2) 農地及び農業用施設の被害調査と復旧
一般社団法人滋賀県医師会 公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	(1) 災害時における医療救護の実施 (2) 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 (3) 災害時における医薬品等の管理
一般社団法人 滋賀県L P ガス協会	(1) ガス施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 被災施設の復旧
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動の支援 (2) 要配慮者の避難支援への協力
一般社団法人 滋賀県建設業協会	(1) 災害時における公共土木建築施設の復旧 (2) 災害時における人命救助及び応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 (3) 災害時における土木資機材労力の提供

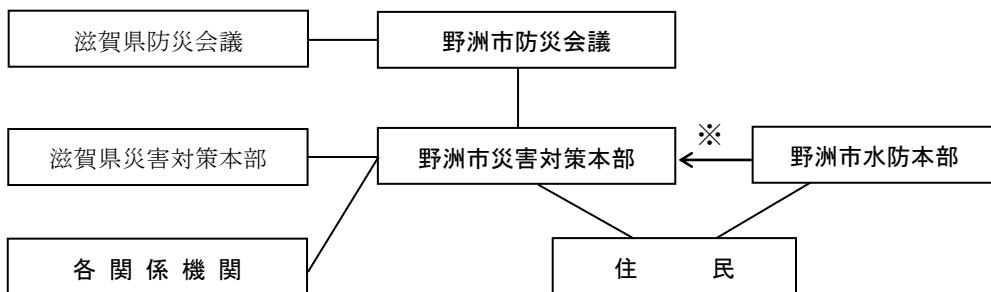
8. その他

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
おうみ富士農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施 (2) 市の実施する農林関係の被害調査、応急対策への協力 (3) 被災農林業者に対する融資、斡旋 (4) 被災農林業者に対する生産資材の確保、斡旋
野洲市商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力 (2) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
新聞社等報道関係機関	(1) 住民への防災知識の普及と予警報等の周知徹底 (2) 災害応急対策の周知徹底 (3) 社会事業団等による義援金品の募集、配分
医療施設管理者	(1) 施設の防災管理と避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容、保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設管理者	(1) 施設の防災管理と避難訓練の実施 (2) 災害時における施設利用者の保護
危険物関係施設管理者	(1) 災害における危険物等の保安措置、ガス等燃料の供給
湖南広域行政組合 環境衛生センター	(1) し尿の処理
(株)エフエム滋賀 (株)Z T V	(1) 放送施設の保全 (2) 住民に対する防災知識の普及 (3) 気象予警報、被害状況等の報道 (4) 被災放送施設の復旧 (5) 社会事業団等による義援金品の募集配分
一般社団法人滋賀県歯科医師会 一般社団法人滋賀県病院協会	(1) 災害時における医療救護の実施 (2) 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力
守山野洲行政事務組合	(1) 火葬対応
社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア生活の支援、要配慮者の避難支援への協力

第2節 地域防災組織

野洲市における防災組織の概要を整理する。

■野洲市地域防災組織総括図



(※) 野洲市災害対策本部が設置された時、水防本部は災害対策本部に吸収される。

1. 野洲市防災会議

災害対策基本法及び野洲市防災会議条例（資料編 参考資料－5）に基づき設置された機関で、野洲市の地域における防災に関して、野洲市が掌握すべき事務を中心として、これに市内における公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務をあわせて、総括的かつ計画的にその推進を図ることを目的とする。

(1) 組織

会長 野洲市長

委員は、次の中から市長が定める。

- ①国の職員のうちから市長が委嘱する者
- ②滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- ③市の区域を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
- ④市長がその部内の職員のうちから指名する者
- ⑤市の教育委員会の教育長
- ⑥市の区域を管轄する消防局長又はその指名する職員及び消防団長
- ⑦市長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2) 掌握事務

- ①野洲市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- ②野洲市の地域にかかる災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること
- ③以上の他、法律又は法令に基づく政令によりその権限に属する事務

(3) 庶務担当

庶務担当は、市民部危機管理課とする。

第3章 野洲市の現況と防災対策の推進方向

第1節 野洲市の現況

野洲市は、滋賀県の南西部に位置し、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は竜王町、北は近江八幡市と接し、日本最大の湖である琵琶湖に面する面積 80.14km²（琵琶湖を含む。）のまちである。

当地域には、近江富士と呼ばれる美しい三上山と里山、豊富な水を有し、まちに潤いを与えてくれる野洲川や日野川、これら地域の河川のすべてが注がれる母なる琵琶湖等、住民が地域への愛着を持ち続けるうえで、他地域には見られない貴重な自然があり、温暖な気候の中で、住民の誇りと心を和ませるすばらしい環境を形成している。

地域内には、こうした自然環境を活用した滋賀県希望が丘文化公園、県立近江富士花緑公園や、オートキャンプ場を中心とするレクリエーション施設のビワコマイアミランド等があり、地域外からも多くの人たちが豊かな自然にふれあうために訪れるまちである。

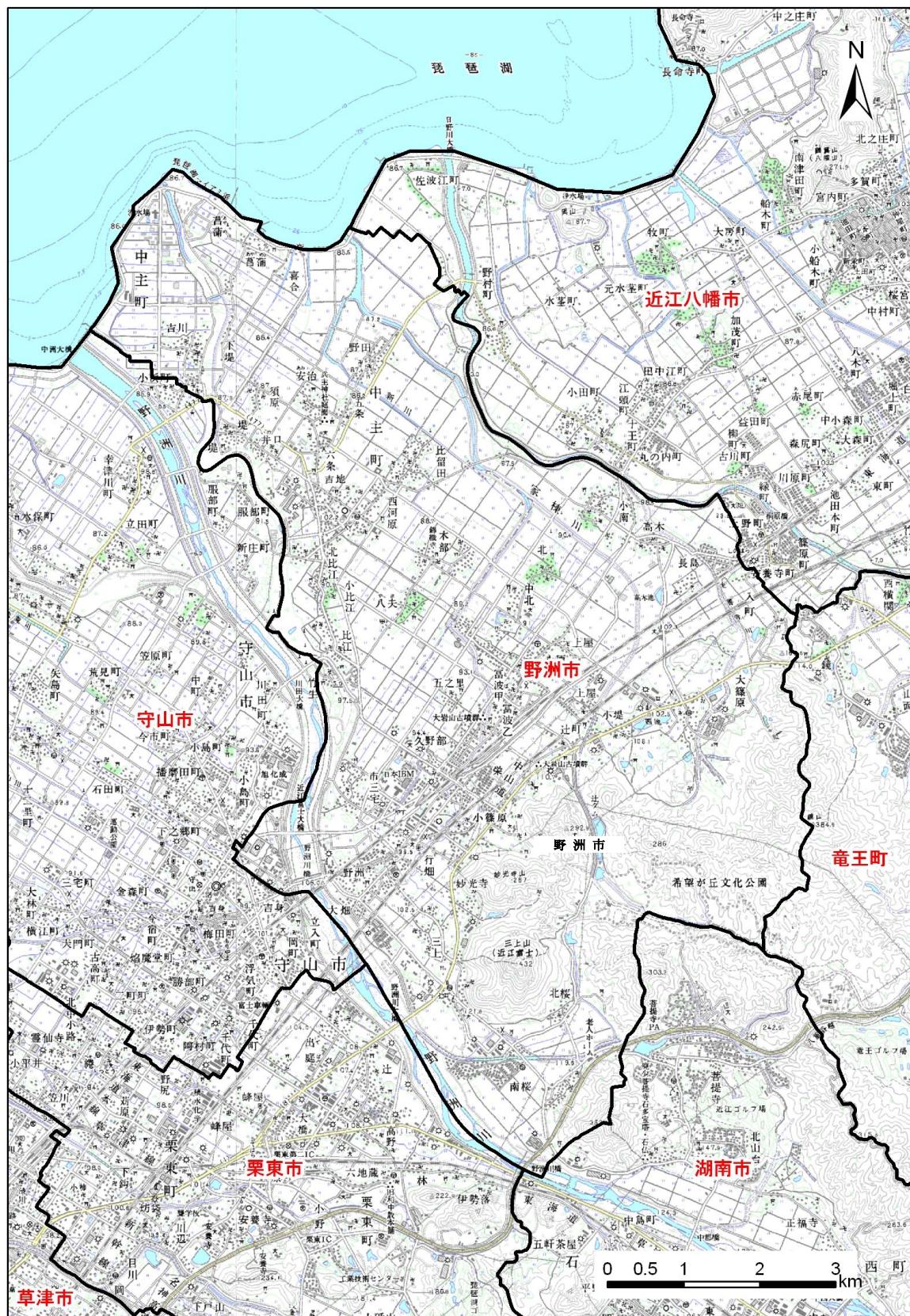
更に野洲川をはじめとした水源に恵まれ、肥沃な土地を活かして農業が盛んに行われてきており、この美しい田園風景も後世に引き継ぐ大きな財産であり近年の農業を取り巻く厳しい環境の中で近代化に向けた様々な取組みがなされている。

他にも、多数の銅鐸が出土し「銅鐸のまち」として知られ、他にも延喜式の名神大社である兵主神社や真宗木辺派の總本山である錦織寺をはじめ、古墳群や神社仏閣等豊富な歴史・文化遺産に恵まれたまちである。

こうした豊かな自然と歴史・文化に恵まれたまちであり、人々の暮らしの中には、コミュニティの密接なつながりと互いに助け合う精神が培われ、祭り等の伝統文化が受け継がれてきた。

近年は、利便性の高い交通網整備を背景として京阪神都心圏への近接性が高まり、先端技術分野を中心とした企業立地が進んでいる。

■野洲市概要図



第2節 事故災害の想定

本市は、西部は琵琶湖に接し、南東部には豊かな森林を抱えている。加えて、東海道本線、東海道新幹線、国道8号等重要な路線がある。

したがって、これら自然条件、社会条件を勘案し、本計画が想定する災害は次に掲げる事故災害とする。

1. 湖上災害

旅客船の衝突等の湖上での大規模な船舶事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合及び油又は薬品の流出により大規模な水質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合

2. 航空機災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合及び油又は薬品の流出により大規模な水質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合

3. 鉄道災害

旅客列車の衝突、車両火災等鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合及び油又は薬品の流出により大規模な水質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合

4. 道路災害

バスの衝突、車両火災等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合及び油又は薬品の流出により大規模な水質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合

5. 危険物等災害

危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合及び油又は薬品の流出により大規模な水質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合

6. 毒物劇物災害

毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合及び油又は薬品の流出により大規模な水質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合

7. 大規模な火事災害

高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合

8. 林野火災

広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、又は発生するおそれがある場合

第3節 防災対策の推進方向

1. 防災ビジョンの体系

(1) 防災ビジョンの位置付け

第1次野洲市総合計画（改訂版）では、めざすべき都市像を次のように定めている。

豊かな自然と歴史に恵まれた
にぎわいとやすらぎのあるまち

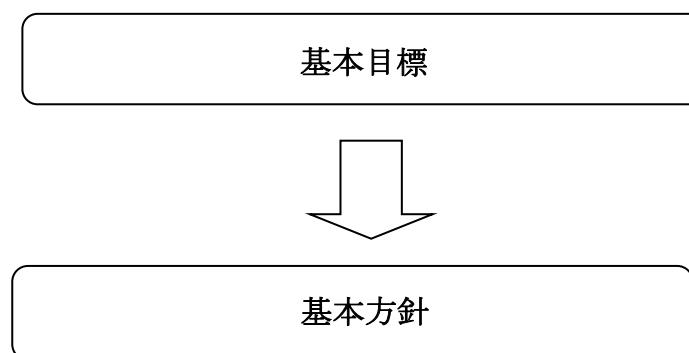
都市像を実現させるため、以下のまちづくりの基本目標が示されている。

- ①豊かな人間性をはぐくむまち
- ②人とひとが支え合う安心なまち
- ③地域を支える活力を生むまち
- ④美しい風土を守り育てるまち
- ⑤うるおいとにぎわいのある快適なまち
- ⑥市民と行政がともにつくるまち

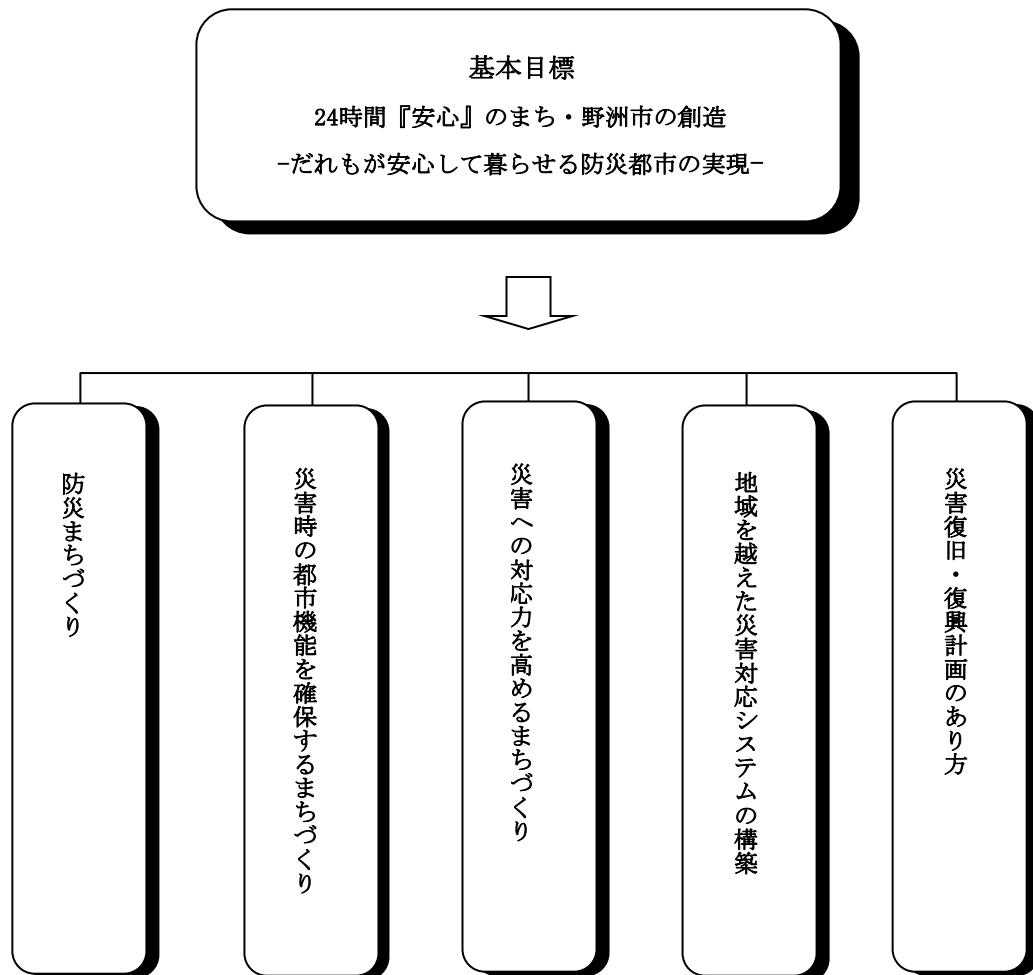
防災ビジョンは、「②人とひとが支え合う安心なまち」の中の施策である防火・防災対策の強化と整合を図り、地域防災計画策定の基本方針として設定する。

(2) 防災ビジョンの骨組み

防災ビジョンの骨組みは、防災の基本目標を設定し、それを実現するための基本方針を示すものである。



2. 基本目標及び基本方針



(1) 基本目標

阪神・淡路大震災や東日本大震災は、何百年もの歳月をかけて営々と築き上げられてきた都市に一瞬のうちに壊滅的な打撃を与え、多くの人々の尊い命と財産を奪う結果となり、あらためて安全性の高い防災都市づくりを推進していく必要性が再認識されている。

本市では、人命最優先の観点に立ち、災害から住民の生命や財産、都市機能等を守るために、行政、住民、事業所、関係機関等が一体となった防災まちづくりを推進していくことが重要であると考えている。

また、本市の持つ豊かな自然との調和にも配慮しつつ、ゆとりある都市空間と機能を持った都市の形成を図る必要がある。

防災まちづくりの目的は、そこに住み、働き、訪れるだれもが安心して過ごせるまちの建設にある。

そのためには、過去の災害の教訓を生し、都市を災害に強い体質につくり変える必要があり、あらゆる領域、分野において「安全」「安心」が優先的に配慮されるような取組みが求められる。

その弛まぬ努力の結果、日常の暮らしの中において十分な安心感が得られ、その安心感を背景とした魅力と活力のある理想の都市が実現される。

大災害をはじめとする様々な不安や課題に対処するために、「安心」をキーワードとして「24時間『安心』のまち・野洲市の創造」を施策の目標として掲げ、誰もが日常安心して暮らせるまちづくり

りを目指す。

以上の点を踏まえ、野洲市は、滋賀県における田園都市としてふさわしい、安全性の極めて高い都市機能と生活空間を有する都市を目指すこととし、本計画の基本目標を「24時間『安心』のまち・野洲市の創造-だれもが安心して暮らせる防災まちづくりの実現-」とする。

(2) 基本方針

基本方針は、平常時のまちづくりの中で、災害に強い都市構造を形成していくとの観点からの「防災まちづくり」、災害時のライフライン施設等の都市機能の混乱をできるだけ抑えるとの観点からの「災害時の都市機能を確保するまちづくり」、災害時の行政、住民、事業所、関係機関等の役割の明確化により被災後の回復力を高めるとの観点からの「災害への対応力を高めるまちづくり」、広域的応援協力等の相互扶助による災害対応力の強化との観点から「地域を超えた災害対応システムの構築」、被災後のスムーズな復旧・復興を行いよりよいまちを目指すとの観点から、「災害復旧・復興計画のあり方」の5つに分類して検討する。

①防災まちづくり -災害に備える-

- ア 起こり得る災害及び被害の状況を想定し、急傾斜地崩壊危険箇所等の地盤条件や地域の危険性に配慮した防災都市づくりを推進する。
- イ 災害による被害を最小限に抑えるため、環境に配慮し、道路整備やオープンスペースの確保等安全な都市構造や市街地空間の形成に努める。
- ウ 地震災害に強い生活環境の構築に向けた民間住宅の耐震診断や改修の支援、公共施設の耐震化、防災拠点の整備に努める。
- エ 洪水ハザードマップや地震防災マップの活用により、市民の災害に対する理解を促進する。
- オ 災害時の原子力発電所の安全性が疑問視される中で、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発する。

②災害時の都市機能を確保するまちづくり-都市機能の混乱をできるだけ抑える-

- ア 災害時の迅速かつ正確な情報の収集と伝達を行う体制の確立及び情報通信システムの強化を図る。
- イ 防災関係機関と連携した災害時の救命救助や保健医療体制を確立する。
- ウ 災害時における緊急輸送路及び輸送手段の確保、適切な交通規制措置、交通機関の早期復旧体制を確立する。
- エ 災害時の被害を最小限に抑えるため、ライフライン施設の物理的性能の向上と共に、ライフライン相互のネットワーク化、供給地区のブロック化等を推進する。

③災害への対応力を高めるまちづくり -被災後の回復力を高める-

- ア 自主防災組織の強化拡充を促進すると共に、防災訓練の実施等によって住民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、災害時には地域住民による組織的な活動と安全な避難ができるような体制づくりのために積極的な支援を行う。
- イ 災害時の職員参集基準の明確化や長期化に対応した非常配備動員体制の確立等、災害対策本部の体制の強化に努める。
- ウ 消防施設や装備の充実により消防力の向上を図ると共に、消防団及び自主防災組織による地域での初期消火体制の強化に努める。
- エ 自主防災組織やボランティア、事業所等による協力体制の構築を含め、被災者に対する生活上の援護や自立促進のための支援方策を講じる。
- オ 要配慮者に対する避難、情報、援護等の支援体制の確立に努める。

④地域を越えた災害対応システムの構築 -相互扶助による災害対応力の強化-

ア 地震災害等による被害を想定し、近隣市町はもとより、地域を越えたより広域的な連携による応援協力体制の確立に努める。また、地元の医療機関や企業・事業所など民間団体との包括的な連携

イ 平常時から、消防局、警察や県、自衛隊や国の関係機関等との相互の連携を強化することによって、災害時における連携体制の強化を図る。

⑤災害復旧・復興計画のあり方 -よりよいまちを目指して-

ア 災害復旧のために、物資・資材の調達、人材や財源の確保、財政援助等に関する計画を事前に策定し、それに則った迅速かつ円滑な復旧に努める。

イ 災害復旧・復興は、住民の意向を尊重して計画的に行うものとし、住民の合意形成を促進するため、平常時からソフト、ハード両面のバランスがとれた住民参加によるまちづくりを推進する。

ウ 災害復興を円滑に進めるために、災害復興計画の策定及び推進についての基本方針を作成し、策定体制、手順、策定にあたっての留意点、内容等について事前に協議しておく。

第4章 初動期の活動

第1節 事故対策本部

本市及び隣接市町において、大規模な事故災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民の生命と安全を守るために迅速、的確な防災活動を実施するために事故対策本部を設置し応急対策を実施する。

1. 緊急初動対策班

(1) 設置

本市及び隣接市町において、大規模な事故災害が発生した時、又はそのおそれがある場合は、直ちに総務部長は、事故災害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うための緊急初動対策班を編成し、初期の応急対策を実施する活動体制をとる。

(2) 初期の防災活動の実施

緊急初動対策班の実施する応急対策は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ①事故情報の収集及び伝達に関すること
- ②医療・救助に関すること
- ③避難に関すること
- ④その他必要と認めること

また、被害状況に応じて、事故対策本部の設置が必要と市長が判断した場合は、速やかに事故対策本部を設置する。

(3) 組織体制

緊急初動対策班は、水防班の第一配備体制に準じ、次のとおりとする。

- ①暦日と同一の班（例えば、5日は5班、17日は7班）とする。
- ②活動時間は、当日午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

(4) 緊急初動対策班の解除

事故対策本部の設置により緊急初動対策班を解除し、必要な引継ぎを行った後緊急初動対策班を解除する。

2. 事故対策本部の設置及び廃止

(1) 設置

- ①大規模な事故災害による相当な被害が予想される場合は、市長は事故対策本部を設置する。ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じた時は、直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。
- ②市長が出張又は病気等により本部長の業務を遂行できない時は、副市長が代行する。

(2) 開設場所

事故対策本部の設置場所は、災害対策本部と同じとする。

(3) 組織体制

事故対策本部の組織は、次の図によるものとし、各班の編成と事務分掌は次の表による。また、事故対策本部の事務局は、市民部危機管理課におく。

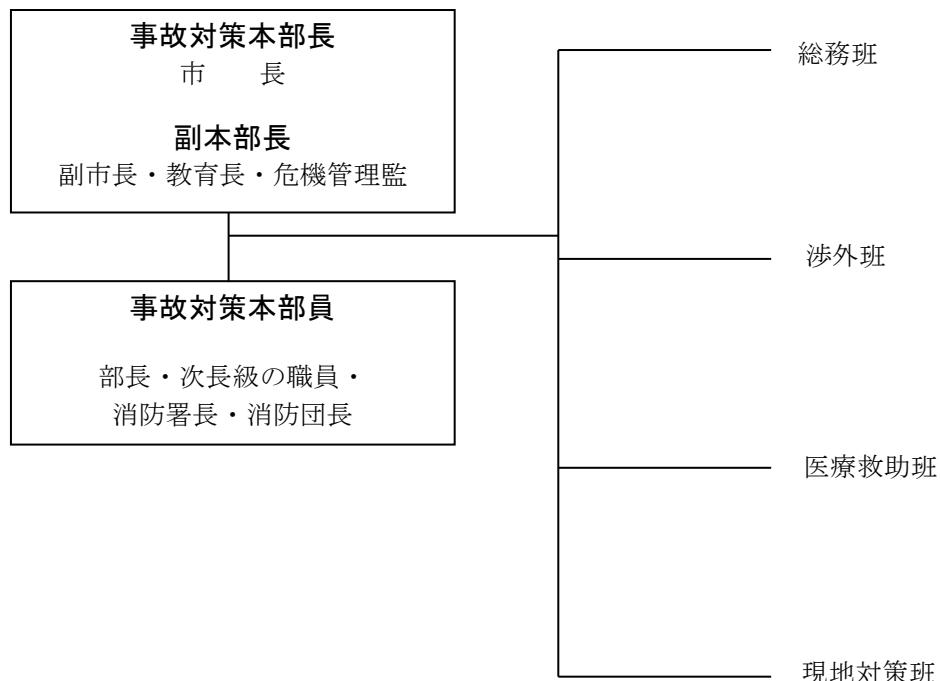
(4) 廃止

- ①市域内において災害のおそれが解消したとき
- ②災害対策本部が設置されたとき
- ③災害応急対策が概ね完了したとき
- ④その他本部長が必要なしと認めたとき

(5) 県への報告

事故対策本部を設置又は廃止した時は、県に報告を行う。

■事故対策本部の組織体制



■事故対策本部の事務分掌

部班等	事務分掌
事故対策本部室 (事故対策本部会議) 本部長：市長 副本部長：副市長	1 事故対策本部の設置及び閉鎖に関すること 2 事故対策本部会議に関すること 3 事故対策の総合の方針に関すること 4 職員の配備体制に関すること 5 各班の連絡調整に関すること 6 県又は他の市町等に対する応援要請に関すること
総務班 班長：危機管理課長 (水防時：総務班、被害記録班) 総務課長、人事課長 会計課長 教育総務課長 人権施策推進課長 上下水道課長 保険年金課長 情報システム課長 生涯学習スポーツ課長	1 事故対策本部会議の庶務に関すること 2 本部長の指揮、命令伝達に関すること 3 関係防災機関（消防団等）との調整に関すること 4 住民の避難に関すること 5 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること 6 事故状況とりまとめに関すること 7 情報の収集・整理に関すること 8 県及び関係機関との連絡に関すること
涉外班 班長：企画調整課長 (水防時：涉外班) 広報秘書課長 財政課 税務課長 商工観光課長	1 報道機関との連絡調整に関すること 2 広報活動に関すること
医療救助班 班長：市民課長 (水防時：交通対策班、資器材班) 社会福祉課長 市民活動支援センター長 都市計画課長 上下水道課長 環境課長 高齢福祉課長	1 医療救急活動に関すること 2 死傷病者の救出救護に関すること 3 死傷病者の身元確認に関すること 4 医師会、医療機関等への応援・受入れ要請に関すること 5 救護所の開設に関すること 6 医薬品、衛生材料の調達等に関すること 7 救護所までの搬送に関すること 8 指定避難所の開設、炊き出しに関すること
現地対策班 班長：道路河川課長 (水防時：水防指導班、指令班) 住宅課長 農林水産課長 消防副団長 こども課長 子育て家庭支援課長 文化財保護課長 道路河川課員 東消防署員	1 二次災害防止に関すること 2 警戒区域の設定及び立入制限に関すること 3 現場の警戒・巡視に関すること 4 避難誘導に関すること 5 現地周辺交通整理に関すること 6 現地情報の収集に関すること 7 災害予防に関すること

3. 勤員計画

(1) 緊急初動対策班の勤員

①勤務時間内の勤員

危機管理課長が庁内放送又は電話により、班長（動員は水防第一配備体制に準じる。）に連絡する。班長が不在の時は、班編成表の上位の者に連絡する。

②勤務時間外の勤員

- ア 宿日直者が防災関係機関又は住民からの通報を受けた時は、直ちに危機管理課長に連絡する。
- イ 危機管理課長は、総務部長に連絡し、総務部長が緊急初動対策班の出動を判断した場合、班長（動員は水防第一配備体制に準じる。）に連絡し、緊急初動対策班を動員する。
- ウ 班長は、班員を直ちに動員する。

(2) 事故対策本部の勤員

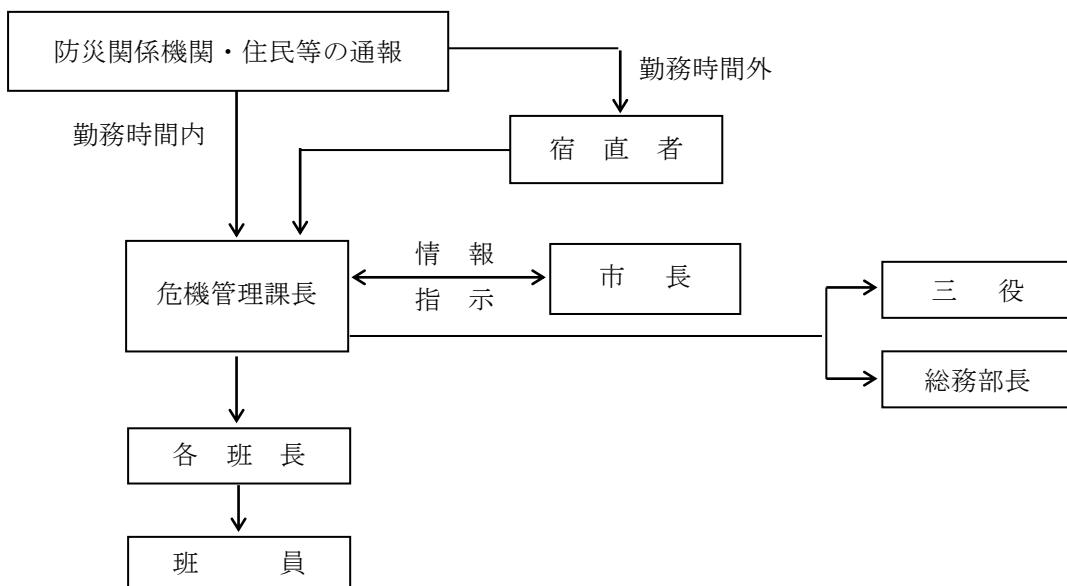
①勤務時間内の勤員

危機管理課長が庁内放送又は電話により、各班長（動員は水防第二配備体制に準じる。）に連絡する。班長が不在の時は、班編成表の上位の者に連絡する。

②勤務時間外の勤員

- ア 宿日直者が防災関係機関又は住民からの通報を受けた時は、直ちに総務課長に連絡する。
- イ 危機管理課長は、市長、副市長、総務部長に連絡し、市長が事故対策本部設置を判断した場合、三役及び各班長に連絡する。
- ウ 各班長は、班員を直ちに動員する。

③動員の連絡系統



第2部 湖上災害対策計画

第1章 災害予防対策

1. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、湖上災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

2. 防災訓練の実施

市は、県、防災関係機関、関係事業者と協力して湖上災害を想定した防災訓練を実施する。

第2章 災害応急対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、湖上事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 船舶運航事業者

船舶運航事業者は、自己の運航する船舶について緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに近畿運輸局運航労務監理官、最寄りの消防機関、警察等防災関係機関に連絡する。

(3) 県

県は、市、警察、関係事業者から情報を収集すると共に、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

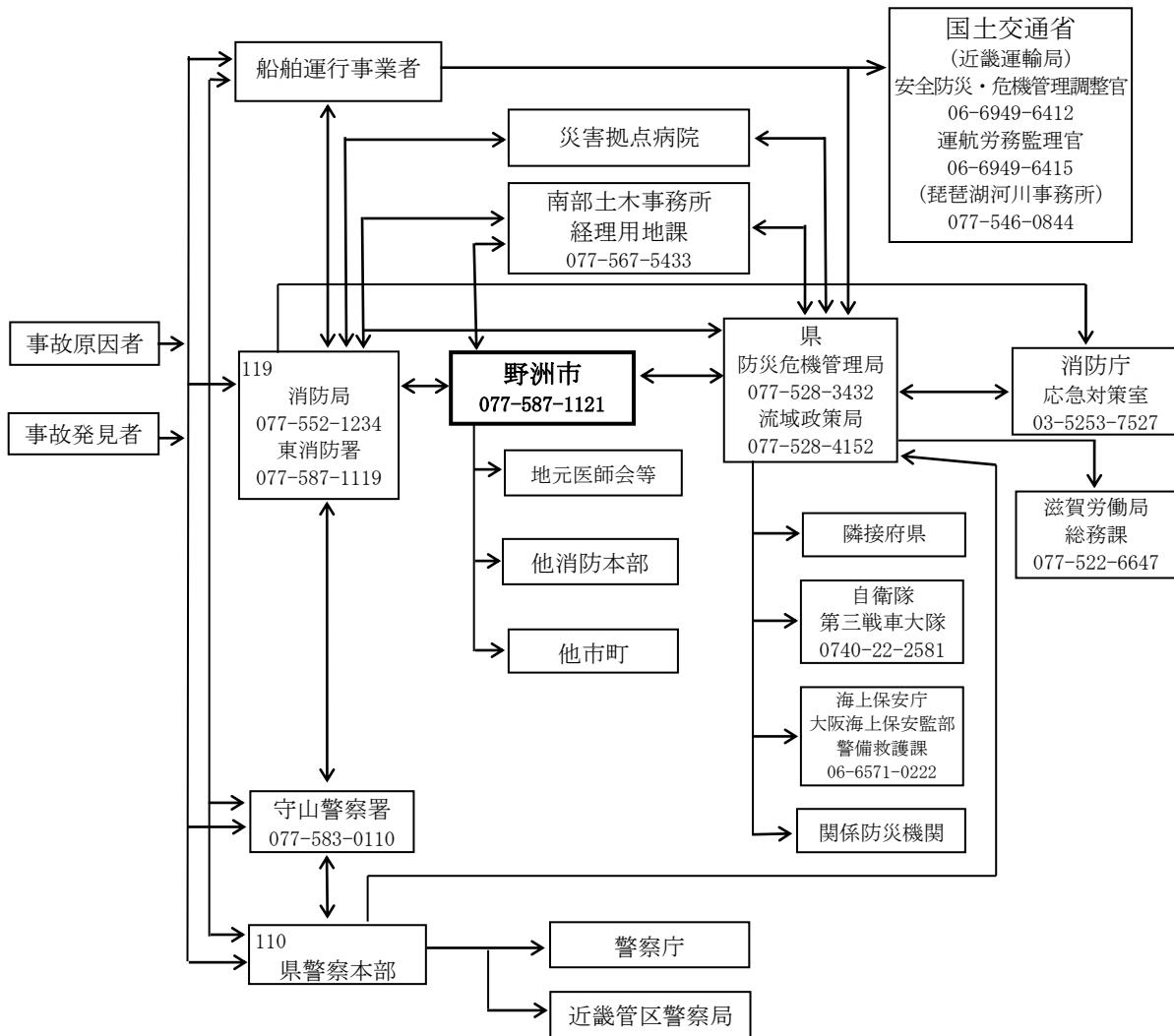
また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

(4) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集すると共に、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、社会的影響度が高い船舶火災又は死者及び負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防局は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁及び県に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

■湖上災害発生時の連絡系統



■船舶運航事業者

機 関 名	連絡窓口	所 在 地	電話番号
琵琶湖汽船(株)	船舶部	大津市浜大津 5-1-1	077-522-4115
近江トラベル	業務部 旅客船課	彦根市松原町 3755	0749-22-0619

2. 活動体制

(1) 市の活動体制

第1部第3章第4節に定める湖上災害が発生、又は発生のおそれがある場合、市は、直ちに緊急初動対策班が初動活動を行うと共に、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じると共に、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3. 救助・救急活動

県、市、消防局、守山警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

(1) 市及び消防局

市及び消防局は、速やかに救助・救急活動を要する者の把握に努めると共に、負傷者を医療機関（救護所を含む。）へ搬送する。活動を実施するに当たっては、他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送に当たっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

また、市や消防局だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

(2) 守山警察署

守山警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また救助・救急活動のため必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ①防災ヘリコプターの出動
- ②消防組織法第44条の3に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ③「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- ④相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- ⑤自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- ⑥消防組織法第24条の2に基づく市長又は消防長に対する指示
- ⑦「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（D M A T）及び保健・医療救護対策班の派遣要請
- ⑧災害対策基本法第29条に基づく海上保安庁に対する災害派遣要請

(4) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めると共に、救助・救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

4. 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防局、守山警察署、関係事業者は相互に連携する。

(1) 市及び消防局

市及び消防局は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めると共に、迅速に消火活動を行う。また、消防局の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求める他、県に対して、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(2) 守山警察署

守山警察署は、消火活動のため必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ①防災ヘリコプターの出動
- ②消防組織法第44条の3に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ③「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- ④相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- ⑤自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- ⑥消防組織法第24条の2に基づく市長又は消防長に対する指示
- ⑦災害対策基本法第29条に基づく海上保安庁に対する災害派遣要請

(4) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めると共に、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

5. 医療救護活動

県、国、市、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

(1) 救護所の設置、運営

- ①市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、事故現場等に救護所を設置すると共に、救護所の運営に当たっては地元医師会、医療機関に協力を要請する。
- ②県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対して、地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

(2) 保健・医療救護対策班等の編成、派遣

市は、滋賀県災害対策地方本部（滋賀県災害医療地方本部）の協力を得ながら市内及び近隣市町の病院に協力を求め、救護班を編成し、被災地域及び避難収容施設の医療、助産の万全を期す。また、災害の規模及び発生状況に応じて、滋賀県災害対策地方本部（滋賀県災害医療地方本部）を通じて滋賀県災害対策本部（滋賀県災害医療本部）に救護班の出動等を要請する。

災害の発生時、県は、消防機関、警察からの情報等に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣要請を行う。また、災害派遣医療チーム（DMA T）からの報告により、必要と認められる場合は、他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣を要請する。

県は、市町から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めた時は、災害拠点病院等各医療関係団体（独立行政法人国立病院機構近畿ブロック事務所、滋賀医科大学医学部付属病院、日本赤十字社滋賀県支部、一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人滋賀県歯科医師会、公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会、一般社団法人滋賀県病院協会等）、

他府県等に必要な保健・医療救護対策班等の派遣を要請する。

6. 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

広報は、概ね次のような事項について行う。

- ①事故の発生日時及び場所
- ②被害の状況
- ③被害者の安否状況
- ④応急対策の実施状況
- ⑤交通規制の状況
- ⑥治安の状況
- ⑦住民に対する協力及び注意事項
- ⑧その他必要と認められる事項

(2) 広報手段

- ①新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- ②広報車による巡回活動
- ③防災行政無線による各地区連絡所への通報
- ④インターネットの利用
- ⑤自主防災組織、区、自治会を通じた連絡
- ⑥サイレン
- ⑦その他状況に応じた広報

第3部 航空機災害対策計画

第1章 災害予防対策

1. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、航空機災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

2. 防災知識の普及

市は、市職員、関係事業者、住民を対象に航空機発生時にとるべき行動や避難場所等防災知識の普及を図る。

第2章 災害応急対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、航空機事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 航空運送事業者

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに国土交通省（大阪航空局）等防災関係機関に連絡する。

(3) 大阪空港事務所

大阪空港事務所は、航空機事故が発生した場合、速やかに県警察本部に連絡すると共に、県、市、消防機関等からの情報収集に努める。

(4) 県

県は、市、警察、関係事業者から情報を収集すると共に、被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

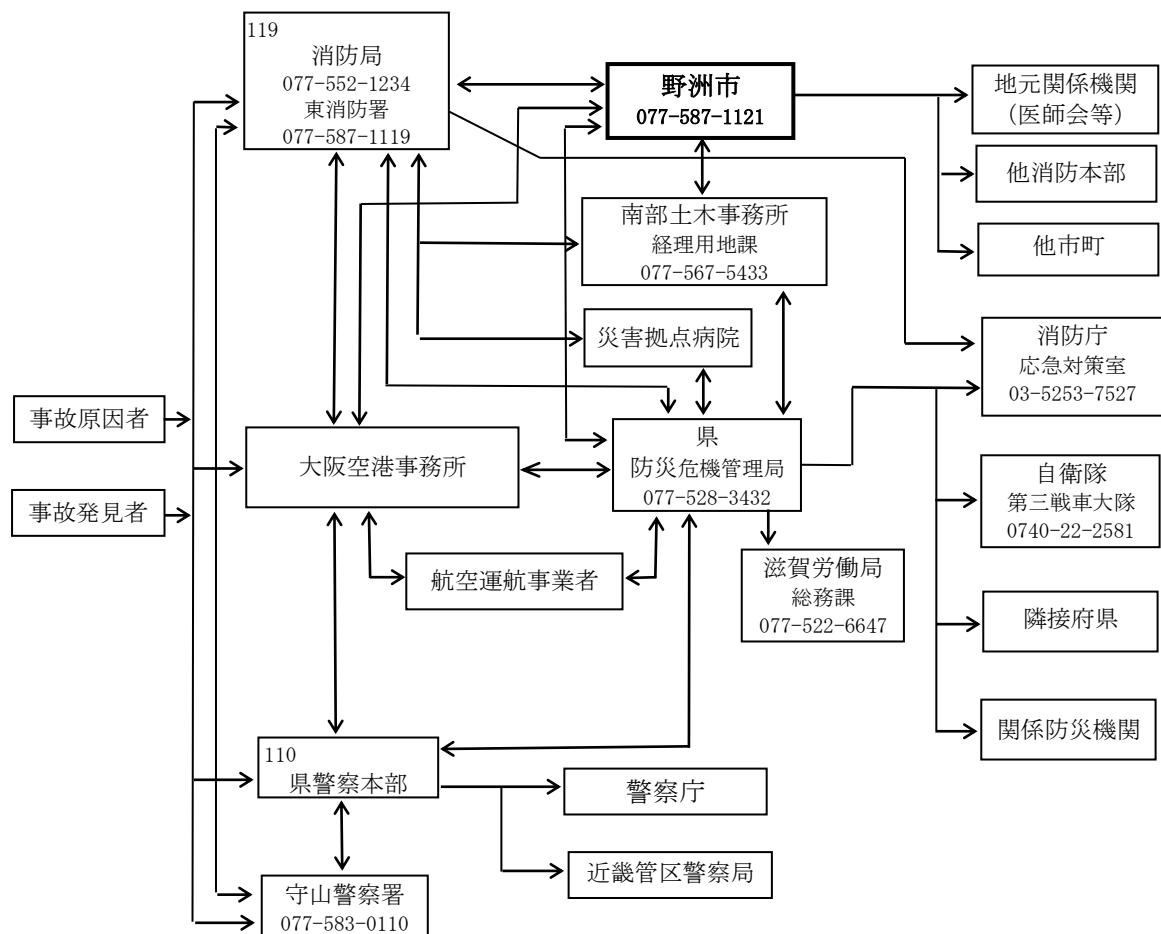
また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

(5) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集すると共に、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、航空機火災又は死者及び負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防局は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁及び県に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

■航空機災害発生時の連絡系統



2. 活動体制

(1) 市の活動体制

第1部第3章第4節に定める航空機災害が発生、又は発生のおそれがある場合、市は、直ちに緊急初動対策班が初動活動を行うと共に、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 航空運航事業者の活動体制

航空運航事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じると共に、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3. 住民の避難

(1) 避難の勧告・指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて、住民に対して、避難の勧告、指示を行う。また、避難誘導に際しては要配慮者を優先する。

■避難の勧告・指示の際、住民に伝える内容

- 避難対象地域
- 避難勧告又は指示の理由
- 事故の所在・状況
- 避難先及び避難経路
- 避難時の携帯品

(2) 指定避難所の設置と運営

市は、必要に応じて、指定避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。

指定避難所の設置及び運営については、本編（応急対策計画第4章第1節5避難所の開設及び運営）を準用する。

指定避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

4. その他の災害応急対策

「湖上災害」の災害応急対策に準ずる。

第4部 鉄道災害対策計画

第1章 災害予防対策

1. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、鉄道災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

2. 防災知識の普及

市は、市職員、関係事業者、住民を対象に鉄道災害発生時にとるべき行動や避難場所等防災知識の普及を図る。

3. 防災訓練の実施

市は、県、防災関係機関、関係事業者と協力して鉄道事故の発生を想定した防災訓練を実施する。

第2章 災害応急対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿運輸局）等防災関係機関に連絡する。

(3) 県

県は、市、警察、関係事業者から情報を収集すると共に、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

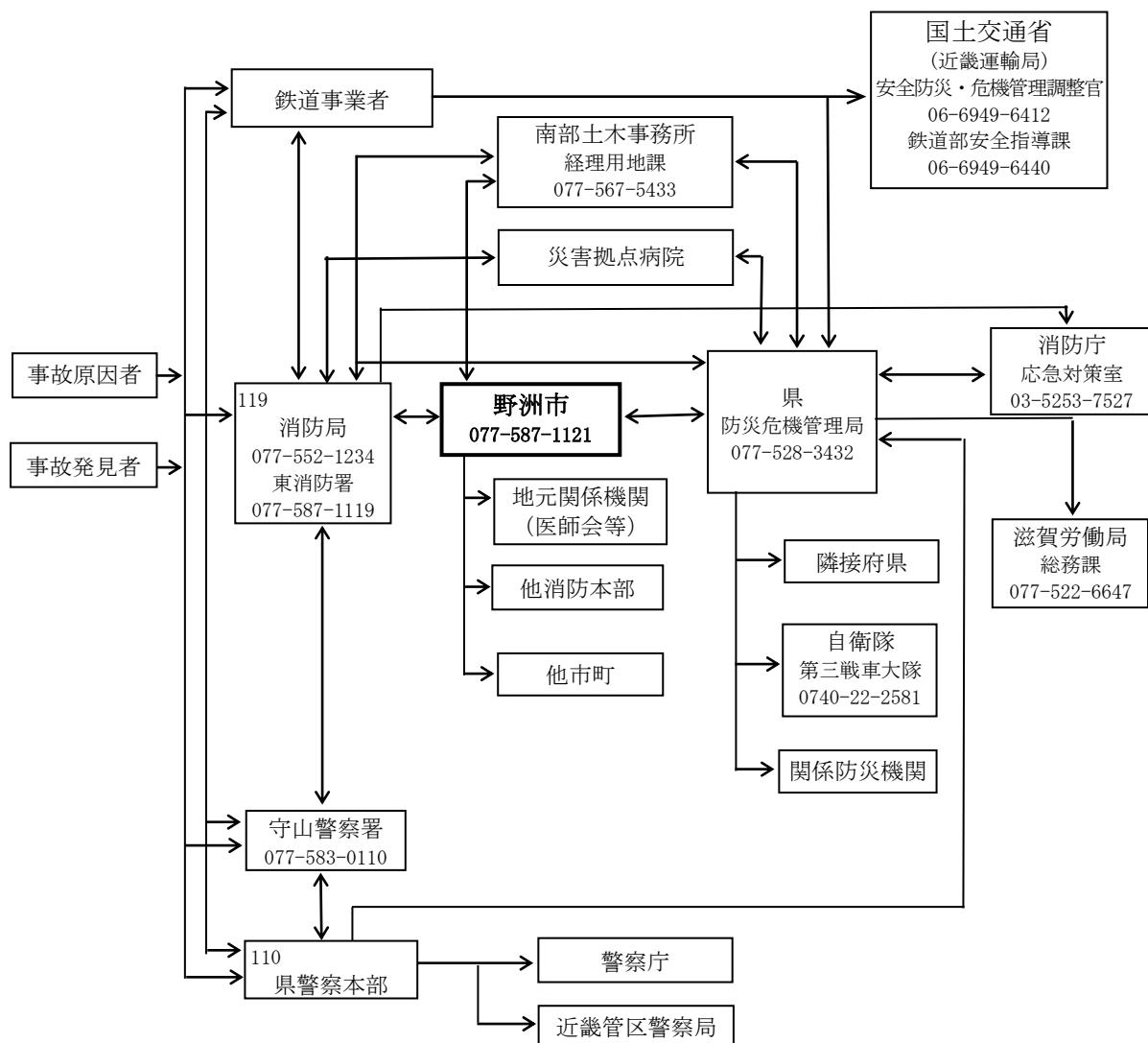
また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

(4) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集すると共に、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、列車火災又は死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防局は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁及び県に対して、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

■鉄道事故発生時の情報連絡系統



■鉄道事業者

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部	施設課	大阪市淀川区宮原4-3-39 大広新大阪ビル9階	06-7688-7072
東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部	管理部総務課	名古屋市中村区名駅1-3-4	052-564-2396
東海旅客鉄道(株)新幹線鉄道事業本部	管理部総務課	東京都千代田区丸の内1-9-1	03-3286-5152
東海旅客鉄道(株)関西支社	管理部総務課	大阪市淀川区宮原1-1-1	06-7668-0613

2. 活動体制

(1) 市の活動体制

第1部3章第4節に定める鉄道災害が発生、又は発生のおそれがある場合、市は、直ちに緊急初動対策班が初動活動を行うと共に、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じると共に、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3. その他の災害応急対策

「航空機災害」の災害応急対策に準ずる。

第5部 道路災害対策計画

第1章 災害予防対策

1. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、道路災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

2. 防災知識の普及

市は、市職員、関係事業者、住民を対象に道路災害発生時にとるべき行動や避難場所等防災知識の普及を図る。

3. 防災訓練の実施

市は、県、防災関係機関、関係事業者と協力して大規模災害を想定した防災訓練を実施する。

第2章 災害応急対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、道路災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 道路管理者

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、県、市、消防機関、警察に連絡する。

(3) 県

県は、市、警察から情報を収集すると共に、被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

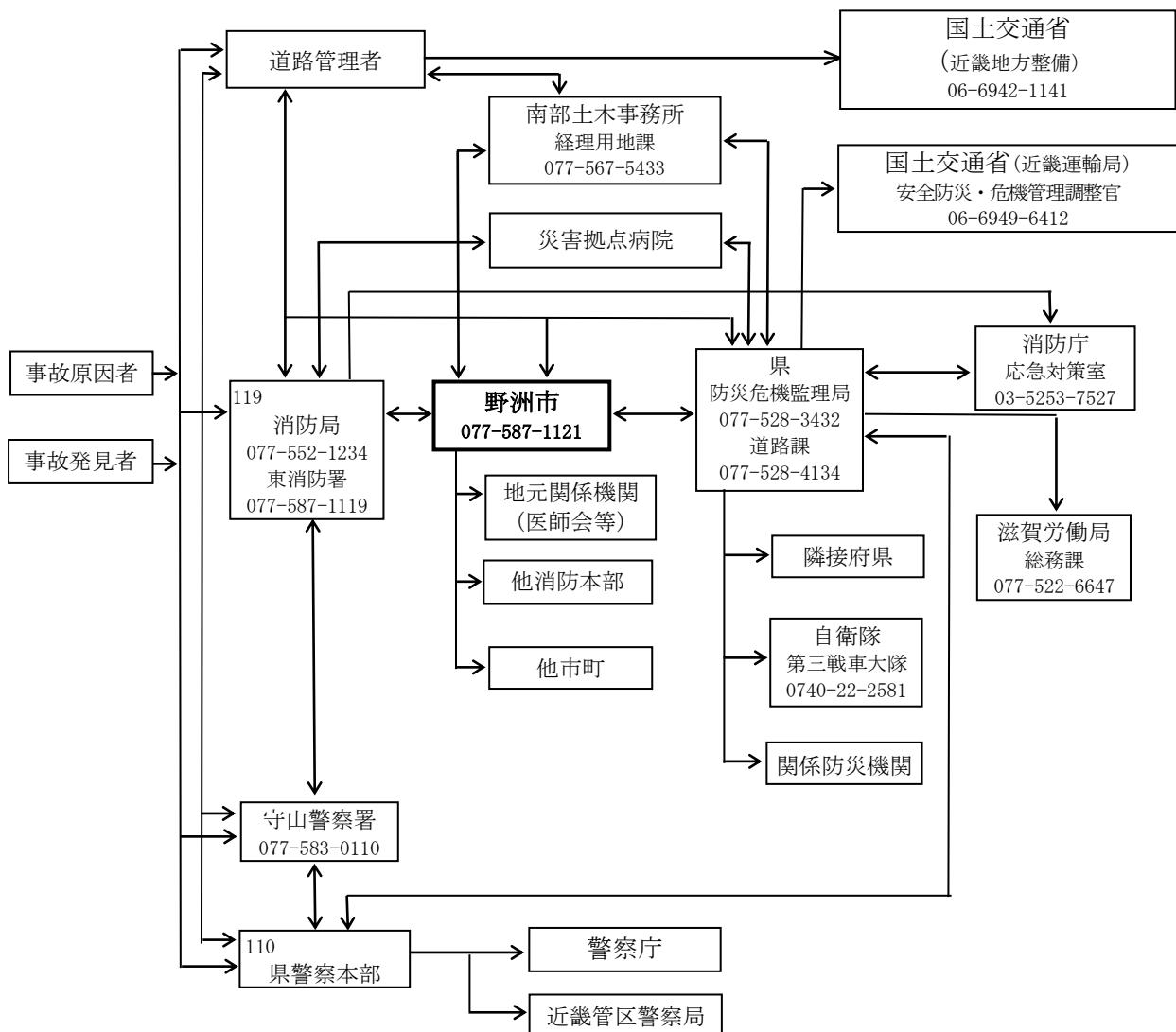
また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

(4) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集すると共に、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、死者及び負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁及び県に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

■ 道路災害発生時の情報連絡系統



■ 道路管理者

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
西日本高速道路(株)関西支社	吹田道路管制センター	大阪府吹田市清水 15-1	06-6876-3917

2. 活動体制

(1) 市の活動体制

第1部第3章第4節に定める道路災害が発生、又は発生のおそれがある場合、市は、直ちに緊急初動対策班が初動活動を行うと共に、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

3. 道路管理者等の措置

(1) 災害発生後の施設の緊急点検

道路管理者は、災害発生後、道路施設の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。

(2) 災害対策用資機材、復旧資機材の確保

道路管理者は、応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達できるよう措置する。また、必要に応じて、関係業界団体に対して、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行う。

(3) 災害発生時における応急復旧工事等の実施

道路管理者は、道路施設が被災した場合、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るために、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工する。

また、車両からの危険物の流出が認められた時には、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(4) 緊急輸送のための交通の確保

①道路交通規制等

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

②道路啓開等

ア　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

イ　国土交通大臣は、道路管理者である県及び市に対し、知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

4. その他の災害応急対策

「湖上災害」の災害応急対策に準ずる。

第6部 危険物等災害対策計画

第1章 災害予防対策

1. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、危険物等災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

2. 危険物施設等に係る保安基準等の遵守

危険物、高圧ガス、火薬類の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、市及び県は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立入検査等を充実し、施設等の安全性の確保に努める。

3. 自主保安体制の強化

市は、県及び事業者は協力して、事業所の自主保安体制を強化する。

4. 保安教育の推進

市は、県及び事業者は協力して、保安教育を推進する。

第2章 災害応急対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事業者等

事業者又は事故発見者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民並びに近隣企業に通報する。

危険物施設等の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて、早急にとりまとめ、必要に応じて、関係機関に通報する。

(2) 県

県は、市、警察から情報を収集すると共に、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省）へ連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

(3) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集すると共に、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、次に示す危険物等事故が発生した場合、消防局は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁及び県に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

②負傷者が5名以上発生したもの

③危険物等を貯蔵、又は取扱施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500m²程度以上の区域に影響を与えたもの

④危険物等を貯蔵、又は取扱い施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの

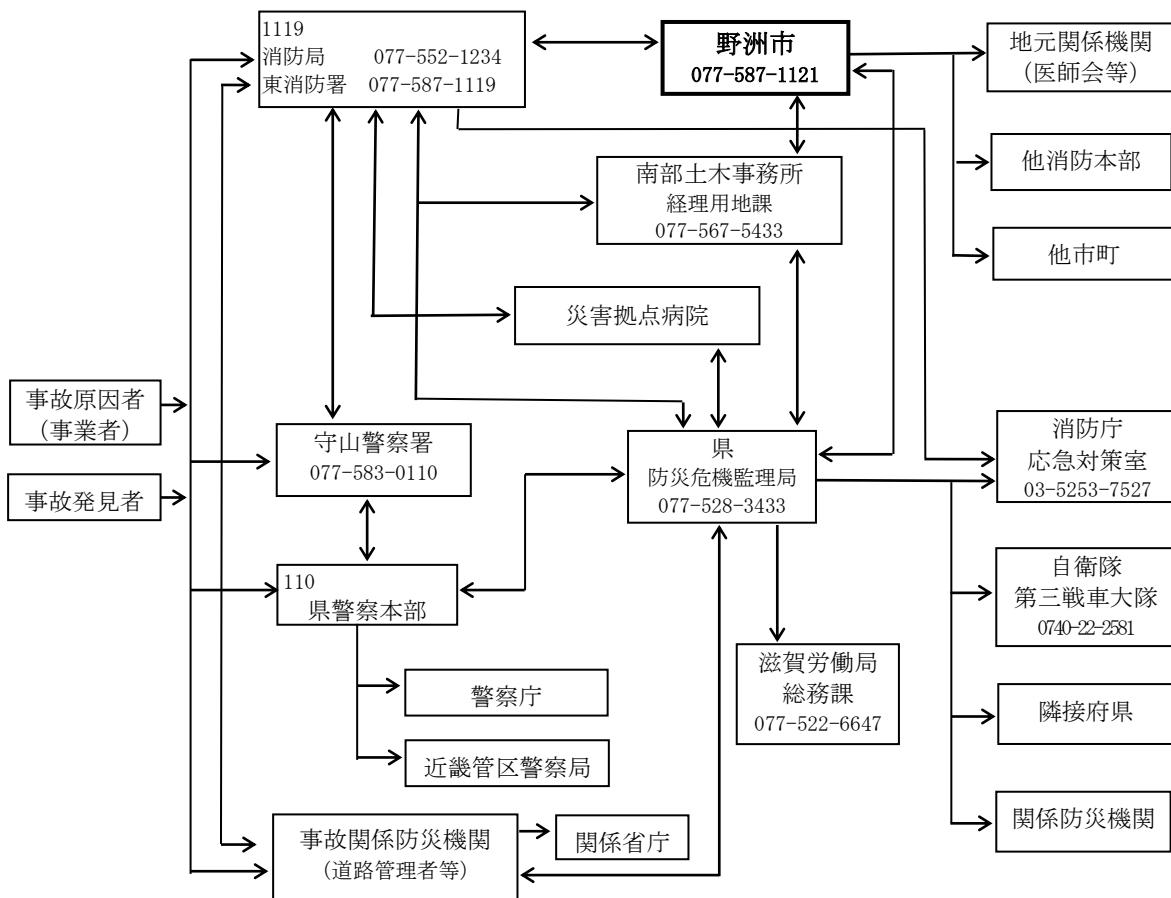
ア 湖上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

イ 500kℓ以上のタンクからの危険物等の漏洩等

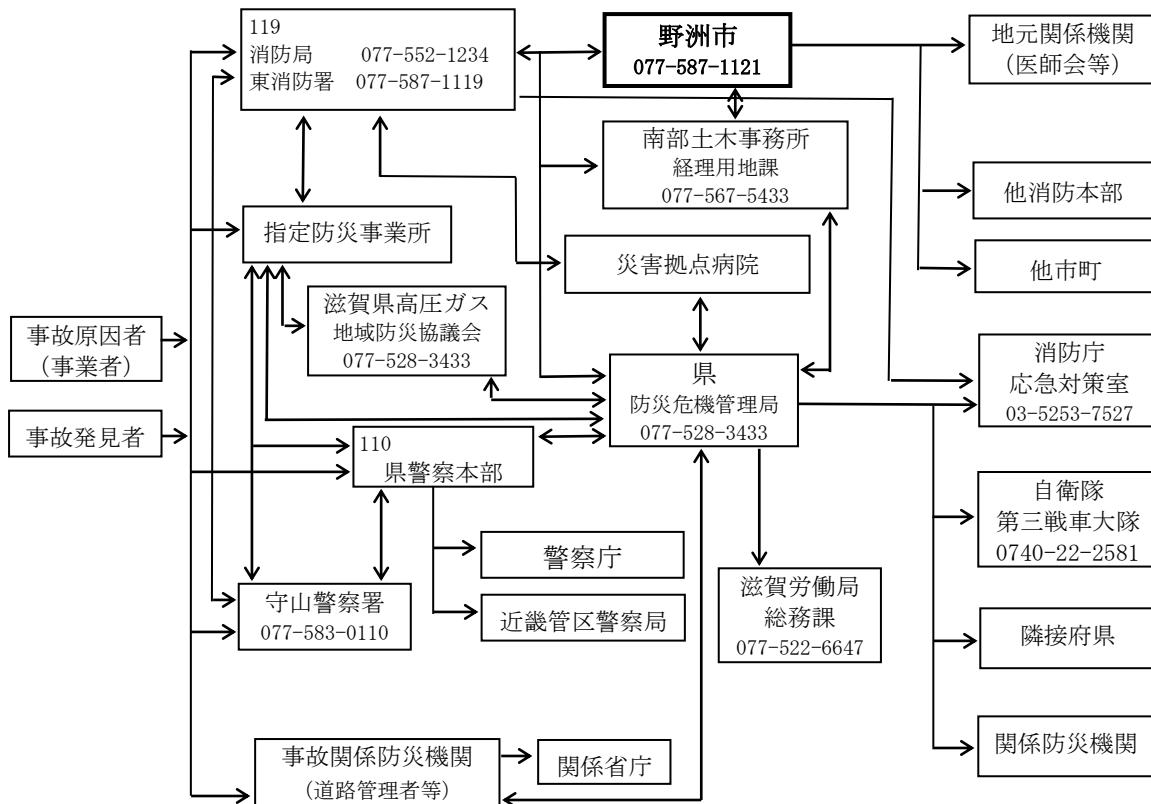
⑤市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

⑥市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

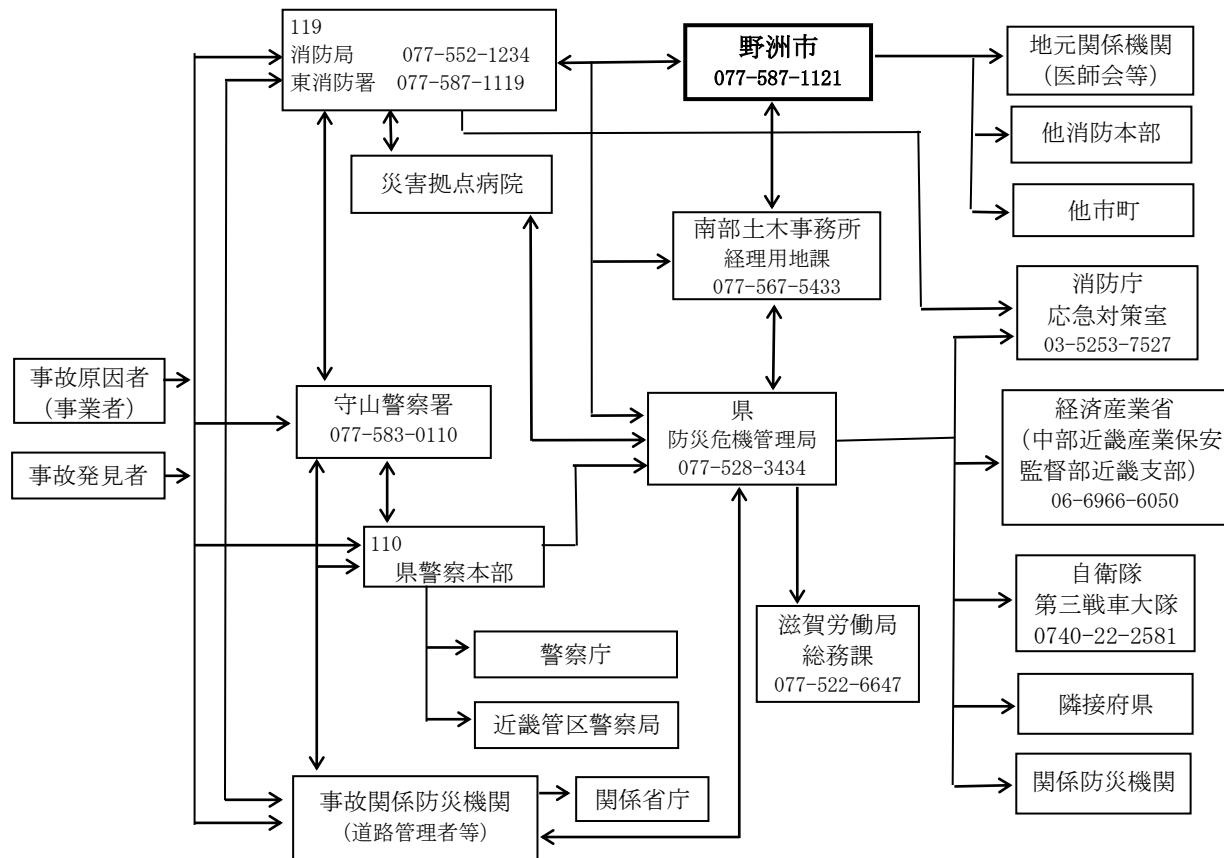
■危険物事故災害発生時の情報連絡系統



■高压ガス物事故災害発生時の情報連絡系統



■火薬類物事故災害発生時の情報連絡系統



2. 活動体制

(1) 市の活動体制

第1部第3章第4節に定める危険物等災害が発生、又は発生のおそれがある場合、市は、直ちに緊急初動対策班が初動活動を行うと共に、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じると共に、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3. 危険物等災害の拡大防止

関係事業者は、災害発生時に危険物施設等の応急点検、応急措置を講ずると共に、各種防災設備を効果的に活用し、速やかに初期防除を実施する。

4. その他の災害応急対策

「航空機災害」の災害応急対策に準ずる。

第7部 毒物劇物災害対策計画

第1章 災害予防対策

1. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、毒物劇物に係る災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するためには、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。なお、関係事業者は、事前に廃棄ルートの確認を行う。

また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

第2章 災害応急対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事業者等

事業者又は事故発見者は、毒物劇物に係る災害が発生した場合、直ちに、最寄りの保健所、消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民並びに近隣企業に通報する。

毒物劇物取扱施設の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて、早急にとりまとめ、必要に応じて、関係機関に通報する。

(2) 県

県は、市、警察から情報を収集すると共に、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を毒物劇物等の取扱規制担当省（厚生労働省）へ連絡する。

(3) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集すると共に、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、次に示す毒物劇物事故が発生した場合、消防局は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁及び県に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

②負傷者が5名以上発生したもの

③毒物劇物を貯蔵、又は取扱施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500m²程度以上の区域に影響を与えたもの

④毒物劇物を貯蔵、又は取扱施設からの毒物劇物の漏洩事故で、次に該当するもの

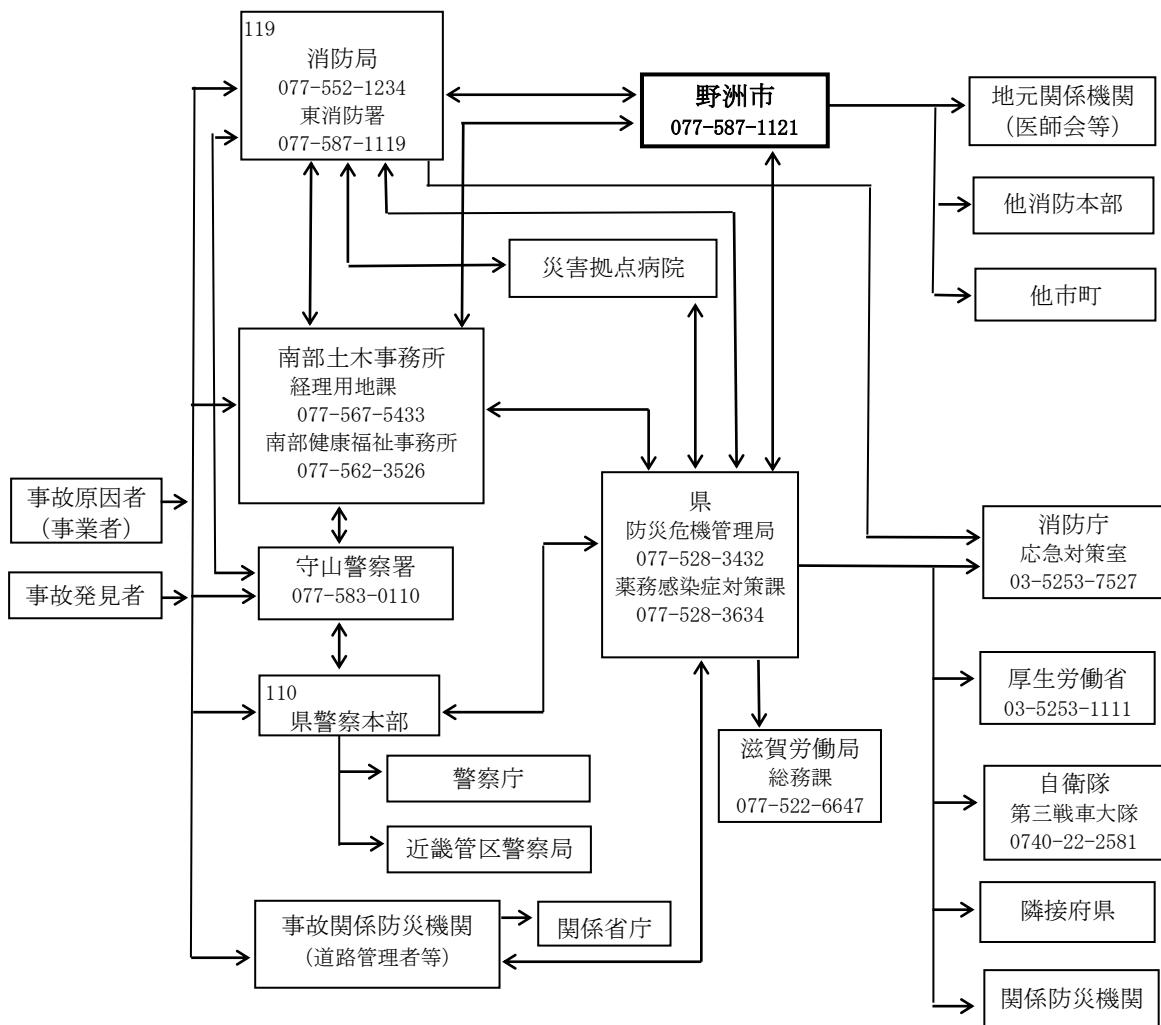
ア 湖上、河川へ毒物劇物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

イ 500kℓ以上のタンクからの毒物劇物の漏洩等

⑤市街地又は高速道路上等におけるタンクからの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

⑥市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

■毒物劇物災害発生時の情報連絡系統



2. 活動体制

(1) 市の活動体制

第1部第3章第4節に定める毒物劇物災害が発生、又は発生のおそれがある場合、市は、直ちに緊急初動対策班が初動活動を行うと共に、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じると共に、職員の非常参集、情報収集、廃棄ルートの確認、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3. 毒物劇物災害の拡大防止

関係事業者は、災害発生時に毒物劇物取扱施設等の応急点検、応急措置を講ずると共に、各種防災設備を効果的に活用し、速やかに初期防除を実施する。

4. その他の災害応急対策

「航空機災害」の災害応急対策に準ずる。

第8部 大規模な火事災害対策計画

第1章 災害予防対策

1. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、大規模な火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

2. 市街地整備及び建築物不燃化の推進

市は、火事による被害を防止・軽減するため土地利用の規制・誘導や避難地・避難路の整備を推進すると共に、建築物の不燃化等の施策を推進する。

3. 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備の整備、維持管理

市及び消防局は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進すると共に、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行う等適正な維持管理を行う。

(2) 建築物の防火管理体制

市及び消防局は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任すると共に、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図る。

4. 防火管理者等の指導・教育、予防査察等による指導

市は、消防法第8条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物、同法17条の規定により消防用設備等を設置することを義務付けられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

①消防法、湖南広域行政組合火災予防条例に基づき、学校、病院、事業所、興業場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立入り検査を励行し、消防用設備等に不備が認められる場合は、消防法第17条の規定により設置、改修について強い指導を行うものとする。また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。

②消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者の選任を期し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格付与講習会の開催、また現任防火管理者に対し防火管理者上級講習会を開催する等により、その資質の向上を図ると共に、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の拡充、消防用設備等の整備点検、火気の使用等について十分な指導を行う。また、消防法第8条の2の規定により、統括防火管理者を要する防火対象物に対し、共同防火管理体制の推進を図る。

③消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、又消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届出、火災予防条例の定める防火対象物使用（変更）届出の際の指導を強力に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

5. 消防力の強化

消防組織の強化に努めると共に、平常時から市と消防局、消防団、自主防災組織等の連携を強化

する。

また、市及び消防局は、消防施設等の整備に努め、その強化を図る。

6. 防火知識の普及

市及び消防局は、春秋の火災予防運動、年末年始防火運動等を通じて、一般家庭の防火を推進する。

また、広報や各種講習会において消火方法等の実地指導等により防火と初期消火の徹底を図る。

第2章 災害応急対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 火災原因者等

火災原因者又は火災発見者は、火災を発見した場合、速やかに最寄りの消防機関に火災の状況等を連絡する。

(2) 県

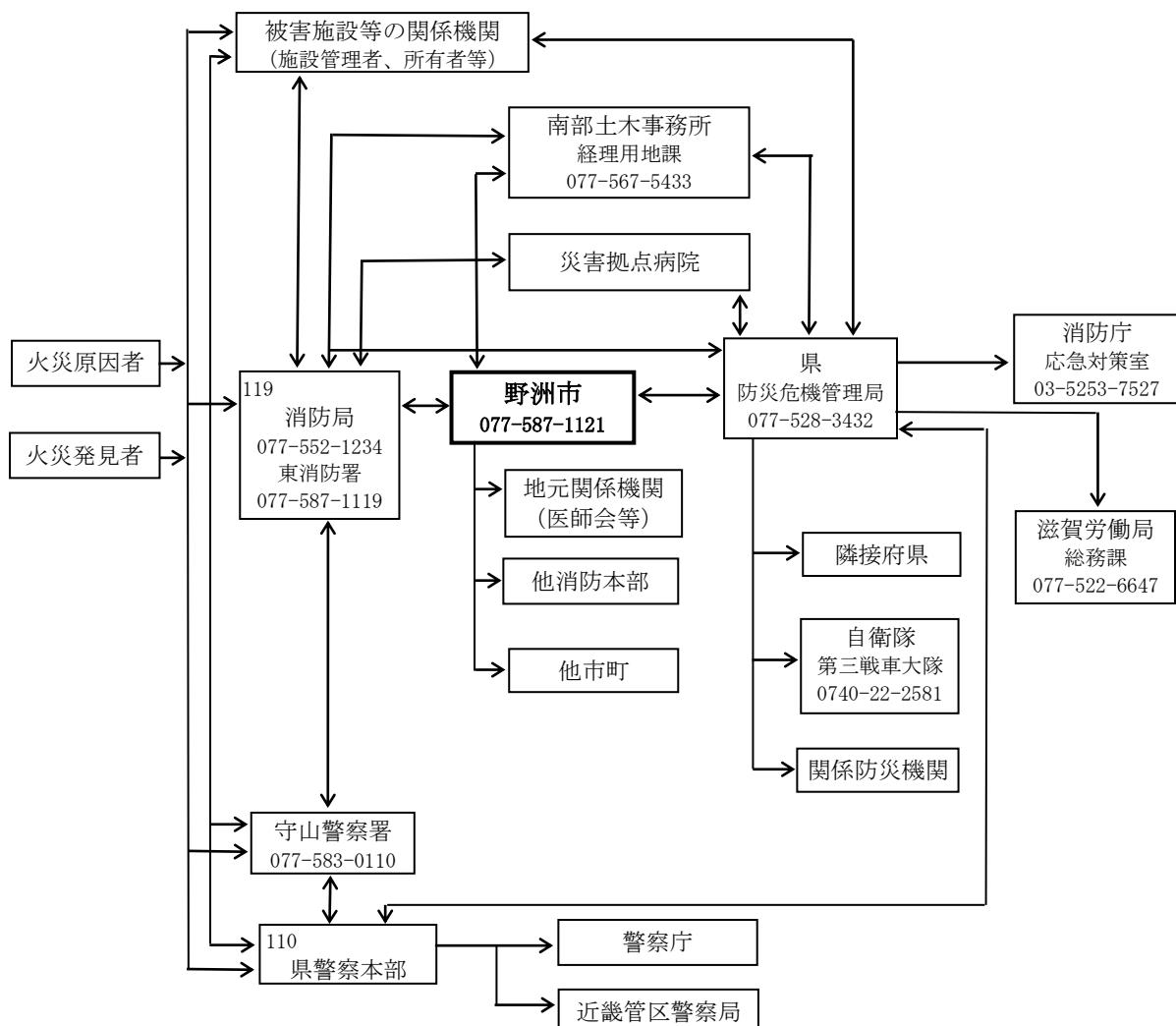
県は、市から情報を収集すると共に、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

(3) 市

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集すると共に、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

■大規模な火事災害発生時の情報連絡系統



2. 活動体制

(1) 市の活動体制

第1部第3部章第4節に定める大規模な火事災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市は、直ちに緊急初動対策班が初動活動を行うと共に、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

3. その他の災害応急対策

「航空機災害」の災害応急対策に準ずる。

第9部 林野火災対策計画

第1章 災害予防対策

1. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、林野火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

2. 林野火災用消防施設の整備

市及び消防局は、防火水槽、自然水利利用施設、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の整備を図る。また、消防車両の進入に配慮した道路の開発、空中消火のための活動拠点や資機材の整備に努める。

3. 林野火災予防の徹底

林野火災は、消火が困難であり、ひとたび発生すると大火災になるおそれがあり。その原因は、入山者等の不注意によることが多く、啓発活動によって防止が可能なものである。消防局は、そこで、ハイカー等の入山者、森林所有者及び林内での作業者、小中学校の児童・生徒等を対象に次の重点事項の徹底を図り、林野火災予防に努める。特に春の全国火災予防運動週間（3月1日～3月7日）に、重点的に啓発活動を行う。

- ①たき火の場所を離れる時は、完全に消火すること
- ②たばこの吸い殻は、必ず消すこと
- ③車から吸い殻は、投げ捨てないこと
- ④強風又は異常乾燥の時には、たき火等はしないこと
- ⑤枯れ草等のある危険な場所では、たき火等はしないこと
- ⑥火入れの許可は、必ず受けること

4. 早期消火体制の整備

市及び消防局は、早期消火体制を確保するため、近隣市町等との広域応援体制を整備する。

5. 防火知識の普及

市及び消防局は、春秋の火災予防運動、年末年始防火運動等を通じて、一般家庭の防火を推進する。

また、広報や各種講習会において消火方法等の実地指導等により防火と初期消火の徹底を図る。

第2章 災害応急対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 火災原因者等

火災原因者又は火災発見者は、林野火災を発見した場合、速やかに市、消防機関、警察等防災関係機関に、火災の状況等を連絡する。

(2) 県

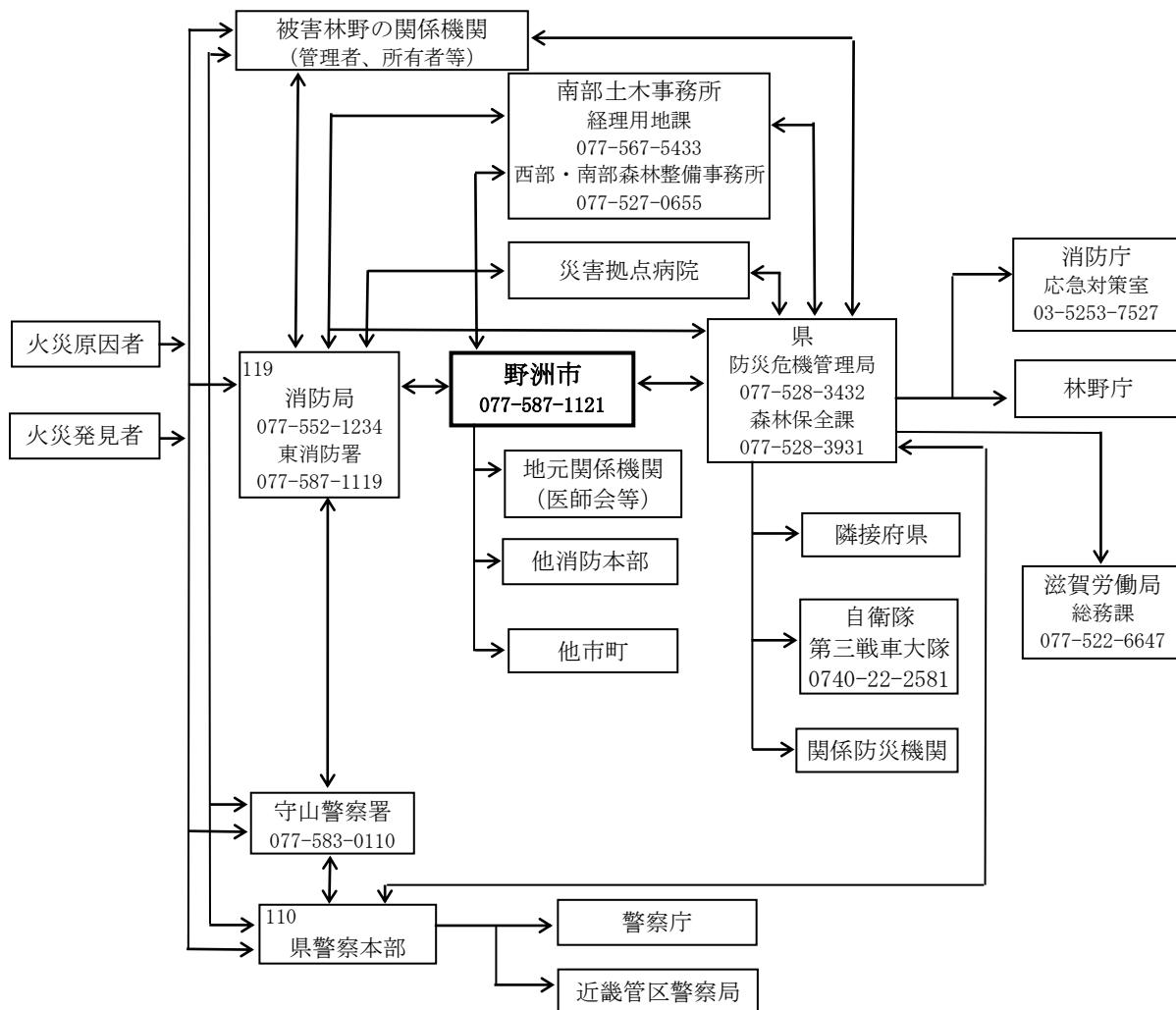
県は、市から情報を収集すると共に、被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

(3) 市

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集すると共に、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

■林野火災発生時の情報連絡系統



2. 活動体制

(1) 市の活動体制

第1部第3章第4節に定める林野火災が発生、又は発生のおそれがある場合、市は、直ちに緊急初動対策班が初動活動を行うと共に、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 林業関係者

林業関係者は、市、消防本部、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

3. その他の災害応急対策

「航空機災害」の災害応急対策に準ずる。

第 10 部 災害復旧計画

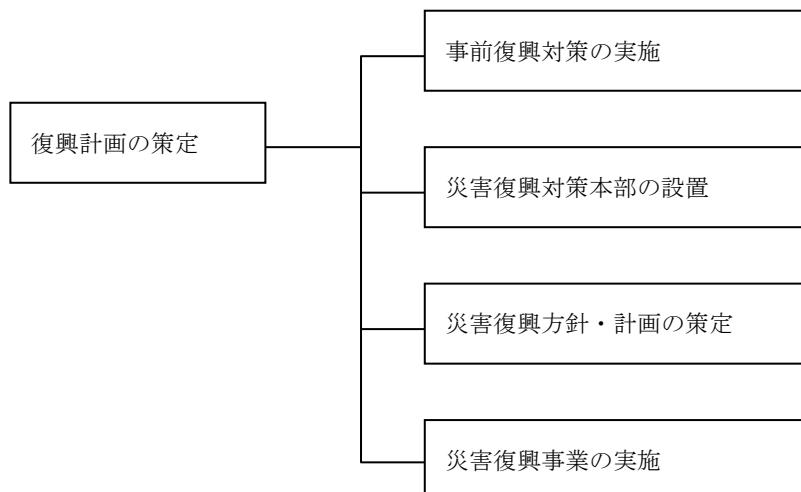
第1章 復興計画の策定

〈本部会議〉

災害により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は、復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。

復興事業は、住民や企業その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を策定し、関係する主体と調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。



1. 事前復興対策の実施

(1) 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考にして、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興手順をあらかじめ定めておく。

(2) 復興基礎データの整備

市は、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

2. 災害復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

3. 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の作成

- ①市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。
- ②市は、災害復興方針を策定した場合には速やかに住民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

- ①市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。
- ②本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

4. 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続き

- ①市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。
- ②被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

- ①専管部署の設置
市は、災害復興に関する専管部署を設置する。
- ②災害復興事業の実施
市は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第2章 被災者・被災中小企業等への支援

〈救護調査班、物資調達班、福祉班、商工班〉

災害によって被害を受けた住民に対して、災害弔慰金等の支給や生活資金の貸付、租税等の徴収猶予や減免措置、雇用機会の確保、住宅の復興等によって生活の安定を図ることにより、自立的な生活再建を支援する対策を定める。

1. り災証明書の発行

〈救援調査班〉

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に、市長が確認できる範囲の被害について証明するものである。市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部を定め、住家被害の調査の担当者の育成、県の協力や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進める等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、市は、効率的なり災証明書の交付のため、被災者支援システムの活用について検討するものとする。

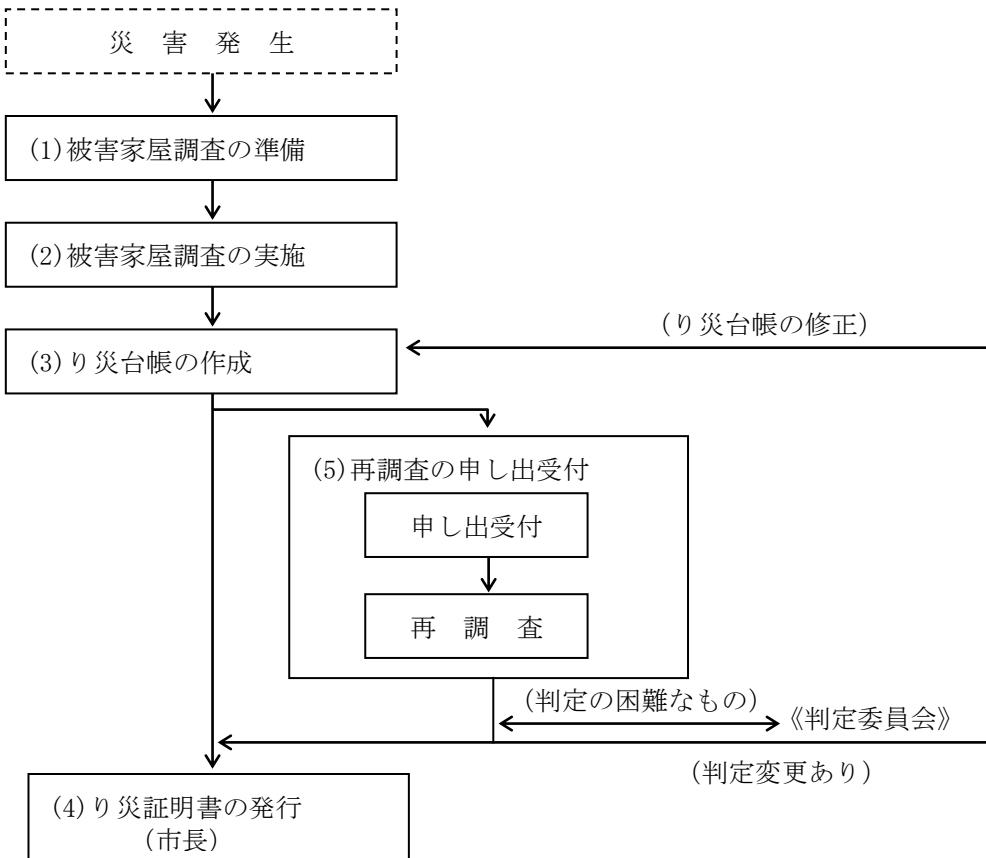
(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものがり災した場合において証明書の発行が必要な場合は、市長が行うり災証明で対応する。

- ①全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
- ②火災による全焼、半焼、水損

■り災証明発行の流れ



(2) 被害家屋調査

①被害家屋調査の準備

被害状況速報を基に、救援調査班は、次の準備作業を実施する。

- ア 関係職員を中心とした調査員を確保する。なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。
- イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- ウ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備すると共に、車両、宿泊場所等の手配を行う。

②被害家屋調査の実施

ア 調査機関

初回被害家屋調査は、災害発生後概ね1ヶ月以内に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

イ 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。

なお、再調査は、1棟ごとに内部立入調査により実施する。

(3) り災台帳の作成

救援調査班は、固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を発行する。

(4) り災証明書の発行

市は、り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明書を1世帯当たり1枚を原則に発行する。

なお、り災証明書の様式は、別に定めるところによる。

(5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3ヶ月以内であれば再調査を申し出ることができる。

救援調査班は、申し出のあった家屋に対して、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡すると共に、必要に応じて、り災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

(6) り災証明に関する広報

救援調査班は、り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明書に関する相談窓口を設置すると共に、市広報紙等により被災者への周知を図る。

2. 義援金品の支給

(1) 実施体制

義援金品の支給に関する一連の活動は、義援金は財務情報班が、義援物資は物資調達班と福祉班が主体となって、県、社会福祉協議会、日本赤十字社滋賀県支部等の関係機関と協力して行う。

(2) 募集と受付

義援金品の募集は、義援金品配分計画に則して行う。募集の可否及び期間は、災害の規模や被害状況等に応じて、その都度災害対策本部長が決定する。

義援物資については、次の事項に配慮して募集する。

- ①生ものは入れないこと
- ②品物は、ビニール袋等に入れてから箱に梱包すること
- ③中身がわかるように箱の三方にラベルを貼付け、品名、数を明記すること

(3) 配分

市は、被災者の混乱を防ぐために広報を徹底し、配分窓口を一本化して迅速かつ公平な分配に努める。市に寄託された義援金品及び県知事や日赤支部から送付された義援金品を被災者に確実に配分するため、物資の保管場所や事務分担等について必要な詳細事項を定める。

3. 租税等の徴収猶予及び免税の措置

市は、被災した納稅義務者又は特別徴収義務者に対して、地方税法により緩和措置として事態に応じて、納稅期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付できないと認められる時は、その申請により市税の納期限を延長できる。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時納付し又は納付することができないと認められる時は、その者の申請に基づき、徴収を猶予する。

(3) 減免等

被災した納税義務者に対して、必要と認められる場合は、固定資産税等の減免及び納入義務の免除を行う。

4. 災害弔慰金等の支給、生活援護資金等の貸付

市は、野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により遺族に対して、災害弔慰金を支給すると共に、身体又は精神に障がいが残った場合はその者に対して、災害見舞金を支給する。また、災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し、自立助成の資金として災害救助法適用時には災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得者を対象に貸し付ける。

5. 被災者生活再建支援金の支給計画

自然災害によって生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため被災者に対し、支援金を支給する。

(1) 被災者生活再建支援法（以下この項において「法」という。）に基づく支援金の支給

① 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

ア 災害救助法が適用される程度の災害

市の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用 1」欄以上である場合、又は県の区域内における住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、市の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用 2」欄以上である場合(滅失世帯数には、災害救助法施行令第 1 条第 2 項のいわゆる見なし規定による算定数を含む。)

イ 市の区域内における住家全壊の世帯数が 10 以上である災害

ウ 県内における住家全壊の世帯数が 100 以上である災害

エ ア又はイに規定する被害が発生し、県内その他の市町（人口 10 万人未満に限る。）のうち全壊世帯数が 5 以上である災害

オ アからウに規定する市又は都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口 10 万人未満で全壊世帯数が 5 以上である災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又は、ウの都道府県が 2 以上ある場合に、

a. 市（人口 10 万人未満に限る。）の区域内における住家全壊の世帯数が 5 以上である災害

b. 市（人口5万人未満に限る。）の区域内における住家全壊の世帯数が2以上である災害

②被害の認定

「災害の被害認定基準」に基づき、市は適正かつ迅速に行うものとする。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、又は損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。

③公示

県は、市からの被害報告に基づき、発生した災害が法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告すると共に、公示を行う。

④支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

⑤支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）（単位：千円）

住宅の被害程度	全壊 (④アに該当)	解体 (④イに該当)	長期避難 (④ウに該当)	大規模半壊 (④エに該当)
支給額	1,000	1,000	1,000	500

イ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（加算支援金）（単位：千円）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	2,000	1,000	500

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で2,000（又は1,000）千円

⑥支給申請

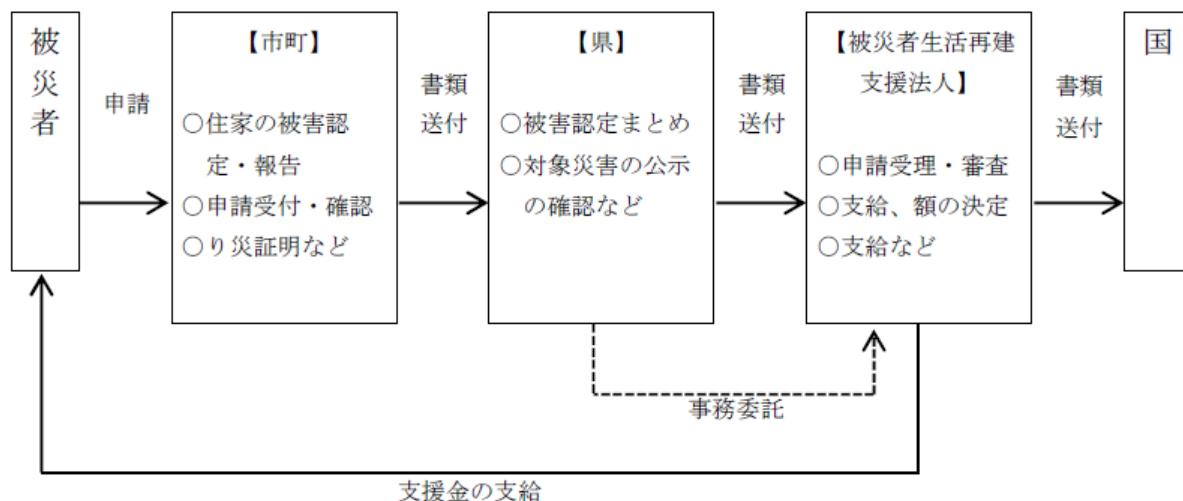
市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。

県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記のキの被災者生活再建支援法人に委託している。

⑦被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定することとされており、公益財団法人都道府県会館がその指定を受けている。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。

■被災者生活再建支援金の支給手順



(2) 滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画

①対象となる災害

法第2条第1号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- ア 県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき
- イ その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき

②支援金の支給

市は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受け、又はその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を下表に掲げる額を上限として支給する。

なお、法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。

表－1

（単位：千円）

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度				
		全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水
基礎支援金	複数	1,000	1,000	500	300	250
	単数	750	750	375	262	187

表－2

（単位：千円）

支援金の種類	世帯構成	住宅の再建方法					
		建設・購入	補修			賃貸 (公営住宅を除く。)	床上浸水
			全壊・解体・大規模半壊	半壊	床上浸水		
加算支援金	複数	2,000	1,000	500	250	500	250
	単数	1,550	750	562	187	375	187

③県の補助

県は、市が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の3分の2の額を補助する。

④その他

県は、県計画に定めるもの他必要な事項は、制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定めるものとする。

6. 中小企業等への支援

市は、災害によって被害を受けた中小企業の復旧に資するため、被害状況を調査し、再建のために資金需要について把握し、滋賀県中小企業振興資金融資要綱による融資を行うと共に、市と県は、株式会社日本政策金融公庫等を含む協力金融機関に特別の配慮を要請する等、中小企業者に対する低利の融資を行い、事業の安定を図る。

また、政府系金融機関等は、行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

7. 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第3章 住宅の復興

（住宅班、財務情報班）

市は、災害により住宅に被害を受けた者に対して、住宅金融公庫法の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付の斡旋等を行う。

1. 一般民間住宅

災害時において一般民間住宅については、住宅金融公庫法に基づき、次のとおり融資、貸付制度があり、市は県と協力して、これによる認定又は算定を行う。

また、状況に応じて、住宅金融公庫大阪支店の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債権者の相談に応じると共に、復興に資する情報を提供する。

（1）災害復興住宅資金貸付

「災害救助法による救助の対象となる災害」等の場合に適用され、金利等を優遇した建設資金、購入資金（滋賀県の認定が必要）又は補修資金（市が発行するり災証明が必要）に関する貸付がある。

市は、借入手続きの指導、融資希望家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、借入の促進を図る。このため市においては、被災者が公庫に対して、負うべき債務を保証するよう努める。

（2）地すべり等関連住宅資金貸付

地すべり及び急傾斜地の崩壊による被害を被るおそれのある家屋等の移転・建設等に必要な資金の貸付がある。

（3）宅地防災工事資金貸付

崖崩れ等の災害を生ずるおそれが著しい区域において災害の発生を防止するために、擁壁・排水施設等の設置に必要な資金の貸付がある。

（4）マイホーム新築資金貸付（特別貸付）

災害復興住宅資金貸付の対象とならない比較的小規模な災害によって住宅に被害を受けた者に対して、マイホーム新築資金貸付の枠内より優先的に建設資金の貸付がある。

（5）リフォームローン

被害を受けた住宅の復興を図るため、住宅の改良・補修に要する資金の貸付がある。

2. 災害公営住宅の整備

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により、国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

市は、災害公営住宅建設計画を作成して、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(1) 対象

公営住宅法第8条の規定により、次の災害の場合に対象となる。

- ①地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域で住宅の滅失戸数500戸以上又は一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上である時。
- ②火災により住宅が滅失した場合、被災全地域で200戸以上又は1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上である時の災害の場合に対象となる。

(2) 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の3割以内

(3) 補助率

建設・買取費の2/3（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）

(4) 整備の手順

- ①住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内）
- ②住宅災害現況の現地調査
- ③災害公営住宅整備計画書の提出
- ④住宅滅失戸数の査定

(5) 激甚法適用の場合

（災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

①対象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

②整備戸数の限度

滅失住宅戸数の5割以内

③補助率

建設・買取費の3/4（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）

④整備の手順

公営住宅法の場合と同じ。

第4章 雇用の安定と雇用機会の確保

〈総務班、商工班〉

市は、企業や労働者の被災状況を把握すると共に、国や県が実施する雇用対策に必要な情報提供を行う他相談窓口を整備する。

1. 雇用対策

市は、災害により職業を失った人に対する雇用の確保について、市内事業者に対し被災者の優先的な雇用の促進を要請すると共に、滋賀労働局、公共職業安定所及び県に対して、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施等、早期再就職に関する促進対策の協力依頼を行う。

2. 職業訓練の実施

市は、被災者の就職を開拓するため、整備した相談窓口において、国や県が実施する職業能力開発校等における職業訓練に関する情報や職業転換給付金制度の活用等について周知する。

第5章 商工業の再建支援

〈商工班〉

市は、被災により事業活動に大きな支障をきたしている商工業者の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

1. 被災状況の把握

市は、被災商工業者への再建支援を行うため、商工会等と連携して、商工業者の被災状況を速やかに把握する。

2. 再建資金の融資

市は、県、商工会と協力して、県の融資制度、株式会社日本政策金融公庫等の各種融資の斡旋等を推進する。

3. 再建に向けた相談・情報提供等の実施

市は、県、商工会と協力して、被災事業者の早期経営再建を支援するため、相談窓口を設置し、各種相談、支援制度等の情報提供や新規取引先の紹介等を行う。

第6章 農林水産業の再建支援

〈農林水産班〉

市は、被災した農林水産業者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、県やおうみ富士農業協同組合、大津湖南農業共済組合等の関係機関の支援協力を得て、農林水産業者への融資制度について、必要な広報活動を実施する。

1. 相談窓口の開設等

市は、農林水産業の被害状況調査、再建資金の需要把握等、県の講じる措置に協力すると共に、おうみ富士農業協同組合、大津湖南農業共済組合等の関係機関と協力して融資相談窓口を開設する等、災害融資制度の周知徹底を図る。

2. 融資制度

- ①天災資金
- ②日本政策金融公庫資金
 - ア 農林漁業セーフティネット資金
 - イ 農林漁業施設資金
 - a. 共同利用施設資金
 - b. 主務大臣指定施設資金
 - ウ 農業経営基盤強化資金
 - エ 林業基盤整備資金
 - a. 造林資金（復旧造林・樹苗養成）
 - b. 林道資金
 - オ 漁業基盤整備資金
 - カ 漁船資金
 - キ 漁業経営改善支援資金
 - ク 漁業経営安定資金
- ③滋賀県特定農業団体等向け農業近代化資金
- ④滋賀県水産振興資金

第7章 金融機関・郵政事業の復旧

第1節 金融措置計画

〈各機関〉

市は、現地における災害の状況、資金の需給状況等を的確に把握し、関係機関と連絡協調のうえ、実情に応じて、適切な金融上の措置を講ずる。

1. 近畿財務局（大津財務事務所）の措置

金融機関の被害状況を調査し、被災店舗等については、速やかに復旧、仮営業所の設置等の措置をとらせると共に、次の金融上の措置を行う。

- ①手形交換の臨時措置
- ②休日営業の措置
- ③預貯金の払戻し及び中途解約
- ④現金確保の措置
- ⑤保険金の支払い及び保険料の払込み猶予

2. 日本銀行（京都支店）の措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託する他、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要がある時は、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう斡旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

(4) 金融機関等に対する金融上の措置の要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じて、関係行政機関と協議のうえ、次のような措置を講じるよう要請する。また、金融機関等に対して金融上の措置を講ずるよう要請した場合には、当該内容について県民への周知に努めるものとする。

- ①融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置
- ②預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対する預貯金の便宜払戻しの取扱い
- ③被災者に対する定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出金等の取扱い
- ④被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認める他、不渡処分の猶予等の特別措置
- ⑤損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。
- ⑥生命保険金又は損害保険の支払いの迅速化及び保険料の支払い猶予等の措置

⑦証券会社等に対する預り証等を滅紛失した顧客への預り金の便宜払出の取扱い

⑧証券会社等に対する有価証券の売却代金の即日払い等の取扱い

(5) 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

第2節 郵政関係補助

〈日本郵政㈱〉

災害が発生した場合、日本郵政㈱は、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

1. 郵便関係

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

2. 為替貯金関係

(1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

(2) 為替貯金業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払戻し等の非常取扱いを行う。

3. 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを行う。

第8章 治安の確保及び交通対策

1. 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、管轄警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

また、市は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業の受注者等について、暴力団等の排除措置を徹底するよう、県及び県警察に対して助言を求める。

2. 交通対策

市は、県、県警察、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による県内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備、通信施設の増設等交通環境の整備を推進する。

第9章 激甚災害の指定

〈関係各班〉

著しく激甚な災害が発生した場合、当該地方公共団体の経費負担の軽減を目的とする「激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」とする。）に基づき、国は、地方公共団体への財政援助と被災者への財政措置を特別に行うこととなっている。したがって市内で災害による大規模な被害が発生した場合には、「激甚法」指定の手続きを経たうえで、国からの援助、助成を受けて災害復旧事業の円滑な実施を図る。

激甚災害に関わる財政援助措置の対象事業は、次のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業

(2) 公共土木施設災害関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの

(3) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(4) 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

(5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条又は第41条の規定の適用により設置された施設の災害復旧事業

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項～第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

(7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された老人福祉施設の災害復旧事業

(8) 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業

身体障がい者福祉法第28条第2項又は第3項の規定により県又は市町が設置した施設の災害復旧事業

(9) 知的障がい者施設災害復旧事業

知的障がい者福祉法の規定により県又は市町が設置した施設の災害復旧事業

(10) 女性保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した女性保護施設の災害復旧事業

(11) 感染症予防施設感染症予防事業

感染症予防法に規定する感染症指定医療機関の感染症予防事業

(12) 感染症予防事業

感染症予防法第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

(13) 堆積土砂排除事業

①公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設内に堆積した激甚法に定めた程度に達する以上に多量の泥土・砂礫・岩石・樹木等の排除事業で、市又はその他の機関が施行するもの

②公共施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は、市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

(14) 滞水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域の内、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ha以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

2. 農林水産業に関する特別の助成

- ①農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
- ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ③開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」とする。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合
- ⑤森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥土地改良区等の行う滞水排除事業に対する補助

3. 中小企業に関する特別の助成

- ①中小企業信用保険法による災害復旧事業関係保障の特例
- ②小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還の免除
- ③事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④中小企業者に対する資金の融資に関する特例

4. その他の特別の財政援助及び助成

- ①公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ②市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ③母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ④水防資材費の補助の特例
- ⑤り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑥産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑦公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑧雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第10章 災害復旧資金計画

1. 計画方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

2. 計画の内容

(1) 県の措置

- ①災害復旧経費の資金需要額の把握
- ②歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。
- ③普通交付税の繰上交付及び特別交付を国に要請する。
- ④一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

(2) 近畿財務局の措置

①必要資金の調査及び指導

災害発生の際は、関係機関と緊密に連絡のうえ、県、市町等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

②財政融資資金地方資金の貸付

地方公共団体が、緊急を要する災害応急復旧等の支給にあてるための災害つなぎ資金として財政融資資金地方資金の貸付を希望する場合には、必要と認められる範囲で短期貸付を行う。

災害復旧事業に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金地方資金をもって措置する。

③国有財産の無償貸付等の措置

災害等のため必要があると認められる場合には、管理する国有財産について、国有財産法等関係法令の定めるところにより、地方公共団体からの申請をもって、無償で貸付ける等の措置を行う。

④金融機関による緊急措置の斡旋指導

被災者の便宜を図るために、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常措置をとり得るよう斡旋指導を行う。

ア 融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置
イ 預金通帳等を滅紛失した預金者に対する預金の便宜払戻の取扱い

ウ 被災者に対する定期預金、定期積立金の期限前払戻、又は預金を担保とする貸出金等の取扱い

エ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認める他、不渡処分の猶予等の特別措置

オ 生命保険又は損害保険の支払いの迅速化及び保険料の支払い猶予等の措置

カ 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

⑤証券会社等による緊急措置の要請

被災者の便宜を図るために、必要に応じ関係団体等と協議のうえ、次のような非常措置をとり得るよう要請を行う。

ア 預り証等を滅紛失した顧客に対する預り金の便宜払出の取扱い

イ 有価証券の売却代金の即日払い等の取扱い

ウ 売買立会時間の臨時変更等、証券取引所の会員証券会社等の売買取引及び受渡決済について

の措置
